

紀の川市人権施策基本方針

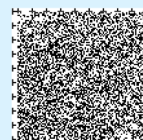
[第二次改定版]

— 人権を尊重し、思いやり、たすけあい、
笑顔とあいさつで和を広めます —



令和3年（2021年）3月
紀の川市

この冊子には音声コード（ユニボイス）が各ページに印刷されています。
ユニボイスアプリを使用して読み取ると、本冊子の内容を音声で聞くことができます。
※印刷の品質や機種によっては読み取りに支障がでる場合があります。



人権が尊重された差別のない社会の実現をめざして

本市では、すべての人の人権が尊重される社会を実現するため「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、平成19年（2007年）3月に人権施策の指針となる「紀の川市人権施策基本方針」を策定しました。その後、社会情勢の変化に伴い、平成28年（2016年）3月に基本方針の一次改定を行い、偏見や差別のないまちづくりに向けて人権施策の推進に努めてまいりました。

しかしながら、近年インターネットを利用して、他人を誹謗中傷したり、偏見・差別を助長するような情報の発信、また、子どもの虐待やいじめ、職場でのハラスメントなど、さらに人権問題が複雑・多様化していることから、これまでの取り組みの成果や課題を見極め、より一層効果的な施策の推進を図るため、令和元年度（2019年度）に実施した「人権に関する市民意識調査」をもとに、基本方針の二次改定を行いました。



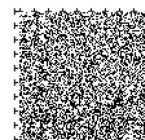
「人権」とは、すべての人々が生まれながらにして持っている幸せに生きるための権利で、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

本市においても、紀の川市長期総合計画に掲げる「人権が尊重された差別のない社会の実現」に向けて、市民の一人一人が人権問題を自分自身の問題としてとらえ、人権に関する正しい知識を身につけ、全ての人の人権が尊重された真に人権文化が創造された豊かなまちづくりを推進するため、さまざまな人権課題の解消に向けて取り組んでまいります。

最後になりましたが、基本方針の改定にあたりまして、貴重なご助言、ご提言をいただきました紀の川市人権施策推進懇話会委員の皆様並びに関係者の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和3年（2021年）3月

紀の川市長 中村 慎 司



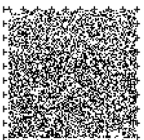
紀の川市民憲章

(平成 18 年 11 月 1 日制定)

紀の川市は、紀の川の清流と豊かな自然にはぐくまれたまちです。

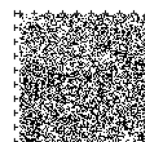
私たちは、先人が築いてくれた歴史・文化を尊び、新しい時代にあった暮らしと文化を創造するとともに、活気に満ちた紀の川市の実現をめざして、この憲章を定めます。

- 一．ふるさとを愛し、教養を高め、新しい文化をつくります。
- 一．人権を尊重し、思いやり、たすけあい、笑顔とあいさつで和を広めます。
- 一．働くことに喜びを感じ、生きがいと希望に満ちた未来をひらきます。
- 一．趣味やスポーツを楽しみ、健康で、明るい家庭をつくります。
- 一．感謝と奉仕の気持ちを大切にします。

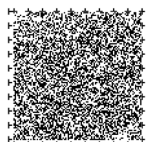


目 次

第1章 人権に対する取り組みの経緯と広がり	1
1 人権施策基本方針の趣旨.....	1
2 人権をめぐる国内外の動向.....	2
第2章 人権施策基本方針の基本的な考え方	10
1 人権尊重のまちづくりの基本理念.....	10
2 人権施策の目指すべき方向性.....	10
第3章 人権施策の推進	12
1 人権教育・啓発の推進.....	12
2 相談・支援・救済の推進.....	20
第4章 分野別人権施策の推進	22
(1) 環境と人権.....	22
(2) 情報化社会における人権.....	24
(3) 働く人の人権.....	26
(4) 災害と人権.....	30
(5) 同和問題.....	31
(6) 女性の人権.....	36
(7) 障害のある人の人権.....	40
(8) 子どもの人権.....	46
(9) 高齢者の人権.....	52
(10) 外国人の人権.....	56
(11) ハンセン病回復者、難病などの患者の人権.....	58
(12) 犯罪被害者とその家族の人権.....	60
(13) LGBTや性同一性障害のある人などの人権.....	62
(14) さまざまな人権.....	65
第5章 施策の総合的な推進	67
1 推進体制づくり.....	67
2 社会全体での取り組み体制づくり.....	68
3 人権行政の推進管理方針.....	69
用語の解説	70



資料編	85
1 紀の川市人権尊重のまちづくり条例	86
2 紀の川市人権施策推進懇話会会則	88
3 紀の川市人権施策推進懇話会委員名簿	89
4 人権関係年表	90
5 世界人権宣言	97
6 日本国憲法（抄）	100
7 人権のための世界計画	102
8 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	103



第1章 人権に対する取り組みの経緯と広がり

1 人権施策基本方針の趣旨

「人権」とは、すべての人々が生まれながらにして持っている幸せに生きるための権利で、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

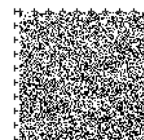
本市では、すべての人の人権が尊重される豊かなまちの実現を図ることを目的に、平成18年（2006年）12月に「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」（以下「条例」という。）を施行しました。条例には、人権尊重のまちづくりに関して、市と市民の役割等を明らかにするとともに、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針を策定することを定め、平成19年（2007年）3月に「紀の川市人権施策基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、総合的な人権施策に取り組んできました。その後、取り組みの成果や法令・計画などの動き、平成26年度に実施した「人権に関する市民意識調査」（以下「意識調査」という。）の結果などを踏まえ、平成28年（2016年）3月には「紀の川市人権施策基本方針〔改定版〕」を策定しました。

しかしながら、いじめや体罰、**児童虐待**などの子どもに関する人権問題、女性への暴力、高齢者、障害のある人などに対する人権侵害、職場でのハラスメント、同和問題など、社会を取り巻く人権問題は依然としてすべてが解決されているとはいえません。

また、**SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）**の普及や外国人の入国者数の増加などがみられる中、**インターネット**上の人権侵害やプライバシーの侵害、外国人の人権問題などといった解決すべき人権問題も多数存在しています。

このような中、社会の状況や人権に関する法令・計画などの動き、令和元年度に実施した意識調査の結果などを参考に、紀の川市の人権を取り巻く現状と課題を踏まえ、基本方針の改定を行いました。

今回の改定に基づき、私たち一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として受け止め、日常生活において学習を深めるとともに、より多くの人々に働きかけて問題意識を喚起し、すべての人の人権が尊重される豊かなまちを実現できるよう取り組んでまいります。



2 人権をめぐる国内外の動向

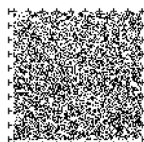
(1) 国際的動向

20 世紀において、人類は多くの技術革新を成し遂げ、急速に経済が発展し、その恩恵を受けることで豊かな生活を手にしてきました。その一方で二度にわたる世界的な規模の戦争を経験し、その他にも多くの戦争や紛争が世界各地で繰り広げられ、多くの尊い命が失われるとともに、さまざまな人権侵害が行われた「戦争の世紀」であったとも言われています。

こうした犠牲のもとで、国際連合（以下「国連」という。）が組織され、昭和 23 年（1948 年）の第 3 回総会において「**世界人権宣言**」が採択されました。世界人権宣言の第 1 条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と明記し、全世界に表明しています。

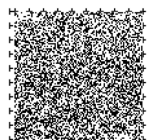
その後、国連では、世界人権宣言をより具体化し、各国への実施を義務づけるための基本的な条約として、昭和 41 年（1966 年）に「**国際人権規約**」を採択しました。そのほか「**あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約**」（以下「人種差別撤廃条約」という。）、「**女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約**」（以下「女性差別撤廃条約」という。）、「**児童の権利に関する条約**」（以下「子どもの権利条約」という。）、「**障害者の権利に関する条約**」（以下「障害者権利条約」という。）などを採択するとともに、「国際人権年」や「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際識字年」などの国際年を定め、各国に人権確立への取り組みを呼びかけてきました。

しかし、こうした取り組みにもかかわらず、人種、民族、宗教などに起因する地域紛争が多発し、人権が侵害される状況が続いてきたことから、国連では平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの期間を「人権教育のための国連 10 年」と定め、人権という普遍的文化の構築を図るため、世界各国で行動計画の策定と実施が進められてきました。その後、この 10 年間の成果を踏まえ、平成 16 年（2004 年）12 月の国連総会において、「人権教育のための世界計画」を採択しました。



第1段階は、初等中等教育に焦点をあてた「第1フェーズ行動計画」（平成17年～平成21年〔2005年～2009年〕）、第2段階として、高等教育のための人権教育及び教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラムに焦点をあてた「第2フェーズ行動計画」（平成22年～平成26年〔2010年～2014年〕）、第3段階は、第1段階と第2段階の領域に加え、メディア専門職とジャーナリストへの研修に焦点をあてた「第3フェーズ行動計画（平成27年～平成31年〔2015年～2019年〕）」となっています。また、令和2年（2020年）からの第4段階では、若者に重点をおくこととなっています。

平成27年（2015年）の国連サミットでは「**持続可能な開発目標（SDGs）**」が採択されました。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現すべく17のゴールが定められており、人権分野はその多くに関連しています。



(2) 国内の動向

わが国は、昭和 22 年(1947 年)に国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三原則を柱とした「日本国憲法」が施行されました。

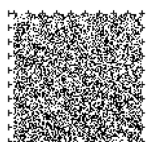
この三原則の柱である「基本的人権の尊重」は、人間が生まれながらにもっている自由と平等、人間らしく生きる権利を基本的人権として尊重していくことが明記されています。

具体的には、自由権(国家からの自由)、参政権(国政に参加する権利)、社会権(国家に対する請求権)に大きく分類されます。日本国憲法では、公共の福祉に反しない限り、国民一人ひとりの基本的人権が尊重されることを保障しています。

昭和 31 年(1956 年)には、国連に 80 番目の国として加盟し、国際的な流れを受けて人権問題に対する取り組みが進められ、昭和 54 年(1979 年)の「国際人権規約」の批准をはじめ、昭和 60 年(1985 年)の「女性差別撤廃条約」、平成 6 年(1994 年)の「子どもの権利条約」、平成 26 年(2014 年)の「障害者権利条約」など多くの人権に関する規約や条約に批准してきました。

国内での人権問題に対する法的な取り組みは、昭和 40 年(1965 年)の**同和対策審議会答申**に基づき、昭和 44 年(1969 年)の「**同和対策事業特別措置法**」の施行をはじめ、昭和 61 年(1986 年)に「**雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律**」(以下「男女雇用機会均等法」という。)、平成 5 年(1993 年)に「障害者基本法」など多くの人権に関する法律が施行されています。

その中でも、平成 9 年(1997 年)に施行された「人権擁護施策推進法」第 2 条では、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を推進することが国の責務であると定められました。また同年、国際的な動きを受けた「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」が策定されました。

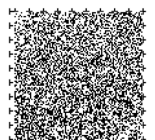


その後、「人権擁護施策推進法」に基づき設置された「人権擁護推進審議会」では、人権教育・啓発についての施策や人権救済制度の在り方について審議が行われ、平成12年（2000年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成14年（2002年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。平成23年（2011年）には、「北朝鮮当局による拉致問題等」が同計画に追加されました。

平成28年（2016年）4月には、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されました。平成28年（2016年）12月には、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、「**部落差別の解消の推進に関する法律**」が施行されました。

このほか、「**本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律**」（ヘイトスピーチ解消法）の施行など、人権に関する法の施行や計画の策定が進められています。

また、令和2年（2020年）には新型コロナウイルス感染症が世界中で大流行し、日本国内においても多くの感染者が報告されています。その中で、感染者や感染者の家族、医療従事者等に対する不当な差別や偏見などの人権侵害が発生している状況があります。



(3) 和歌山県の動向

和歌山県では、人権尊重の社会づくりに向けて先導的役割を果たしてきたのは、同和問題解決への取り組みであり、同和問題の解決を県政の重要課題と位置づけて、昭和23年(1948年)には、国に先駆けて市町村が実施する地方改善事業に対する補助制度を創設しました。

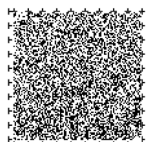
昭和27年(1952年)には、同和問題解決に向けた調査研究及び県諮問機関として「和歌山県同和問題研究委員会」を設置し、実態を踏まえた取り組みを実施してきました。

昭和31年(1956年)には、同和問題解決のための指導・実践を行う機関として「和歌山県同和委員会」へと発展的に改組し、「県民みんなの同和運動」を提唱・展開してきました。

その後、国連の動きに合わせて『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画(以下「和歌山県行動計画」という。)を策定し、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等の人権問題についても、個別分野ごとの計画を策定するなど、関係部局を中心に国や市町村と連携しながら、それぞれの課題解決のため取り組みの幅を広げながら各種施策に取り組んできました。また、人権に関する教育・啓発の拠点として「財団法人和歌山県人権啓発センター」を設置し、人権教育・啓発活動を総合的に推進してきました。

平成14年(2002年)に、人権行政のよりどころとなる「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、同条例に基づき、平成16年(2004年)には、「和歌山県行動計画」を受け継ぐものとして「和歌山県人権施策基本方針」を策定しました。

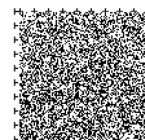
平成22年(2010年)には改定を行い、年齢層や発達段階に応じた啓発や県民が主体的・能動的に参加できる啓発の実施、企業等の自主的・主体的な人権に関する取り組みの支援等に努めてきました。その後、平成25年度に実施した「人権に関する県民意識調査」結果の反映や、取り組みの成果や課題、法令・計画などの動きを踏まえ、平成27年(2015年)に第二次改定を行い、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を目指した人権施策の総合的・効果的な推進に向けて取り組んできました。



しかし、依然として女性や子ども、高齢者、障害のある人等に対する人権侵害や同和問題（部落差別）など、さまざまな人権問題が発生しており、特にいじめや女性への暴力、子どもへの虐待、職場におけるハラスメント、インターネット上での人権侵害などの問題が顕著になっている現状を踏まえ、令和2年（2020年）に第三次改定を行いました。

また、部落差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とする「**和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例**」を令和2年（2020年）3月に施行しました。しかしながら、モニタリングにより確認した部落差別の書き込みについて、プロバイダ等に削除要請を行っているものの削除されないという現状があることから、条例を一部改正し、令和2年（2020年）12月に施行しました。

令和2年（2020年）の新型コロナウイルスの流行に関しては、感染者やその家族、医療従事者に対する誹謗中傷や風評被害が発生している状況を踏まえ「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を令和2年（2020年）12月に施行しました。



(4) 本市の取り組み

合併前の旧5町においては、平成14年(2002年)3月末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効により、特別対策は終了し、一般施策へ移行するとともに、各町に設置されていた同和委員会は、「人権委員会」(旧:打田町・那賀町)、「人権推進委員会」(旧:粉河町・桃山町・貴志川町)とそれぞれ名称を変更し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決を目指し、啓発活動に取り組んできました。

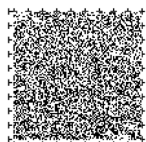
平成15年(2003年)には『「人権教育のための国連10年」打田町行動計画』を策定するなど、各町において各種人権施策の推進に努めてきました。

平成17年(2005年)11月、紀の川市誕生時から市民部内に人権施策の総合窓口として人権啓発推進課を設置(平成30年(2018年)に企画部 人権施策推進課に組織改編)し、教育委員会との連携を図りながら、教育・啓発事業を推進してきました。同年12月には「**紀の川市人権委員会**」を発足させ、イベント開催時や「同和運動推進月間」、「人権を考える強調月間」中に駅頭・街頭啓発、企業啓発の実施等、人権意識の高揚と差別意識の解消に取り組んできました。

人権に関する相談に対応するため、**人権擁護委員**による人権相談所を開設し、市民の人権相談に応じています。

平成17年(2005年)に、「紀の川市個人情報保護に関する条例」を制定、平成18年(2006年)には、「紀の川市民憲章」や「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

また、庁内に「**紀の川市人権問題処理委員会**」を設置し、人権問題が生じたとき、その問題の解決を図るとともに、明るい民主的なまちづくりを推進しています。その他、「**紀の川市庁内人権推進検討委員会**」において、人権問題の本質を正しく理解し、その認識に立って人権問題の抜本的解決を図るため、関係各課の各種団体等へは人権尊重への取り組みの推進、啓発及び指導を行っています。



平成 19 年（2007 年）に、「紀の川市人権施策推進懇話会設置規則」を定め、「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、平成 19 年（2007 年）3 月に「紀の川市人権施策基本方針」を策定し、本市の人権施策の指針として施策の総合的・効果的な推進に努めてきました。

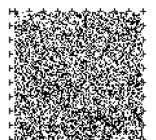
具体的には、人権講演会、人権映画会、人権学習講座等の開催や市民からの公募による紀の川市人権標語を制定しました。隣保館事業についても、職業相談所の開設、教養・文化活動事業、福祉・保健事業等、福祉の向上及び人権啓発を目的とした事業を実施しています。

平成 27 年度には、平成 26 年度に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果を基礎資料として「紀の川市人権施策基本方針」の改定を行いました。

また、平成 30 年（2018 年）4 月には、手話が言語であることを認め、手話への理解の輪を広げることで、「全ての紀の川市民が心豊かに生活することのできる地域社会の実現」をめざす「**紀の川市広げようこころの輪手話言語条例**」を施行しました。

その後の社会情勢の変化に伴う新たな人権課題や法令・諸計画の動きに対応するため、令和元年（2019 年）10 月に再度「人権に関する市民意識調査」を実施し、その調査結果をもとに紀の川市の人権を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和 2 年度に「紀の川市人権施策基本方針」の第二次改定を行いました。今後、この基本方針に基づき、人権尊重のまちづくりに向け、一層の取り組みを推進します。

また、令和 2 年（2020 年）の新型コロナウイルス感染症の流行による感染者や感染者の家族、医療従事者等に対する不当な差別や偏見などは許されるものではありません。これらの人権侵害をなくすためには、市民一人ひとりの正しい理解と行動が必要となることから、市ではホームページや「**広報紀の川**」などの様々な媒体を用いた啓発活動に取り組んでいます。



第2章 人権施策基本方針の基本的な考え方

1 人権尊重のまちづくりの基本理念

紀の川市民は人権について、世界人権宣言の第1条にある「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」、及び日本国憲法に定める「基本的人権の尊重」の精神に基づき、「基本的人権の尊重と真に自由で明るく差別のない社会の確立」を目指してきました。

また、「紀の川市民憲章」に掲げられた5つの主文、及び「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」にある「人権尊重のまちづくりに関し、市及び市民の役割を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される豊かなまちの実現を図ることを目的とする」を実現していくためには、家庭・学校・地域・職場等、生涯を通じて社会のあらゆる分野において、人権尊重のまちづくりに寄与するよう、総合的な施策の推進が求められています。

そして、市民一人ひとりが社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権尊重を念頭に置き、自らの人権を行使すべきであるとの自覚を促す必要があります。

このような認識に立ち、人権に対する総合的な取り組みを市民との協働と連携により推進します。

<基本理念>

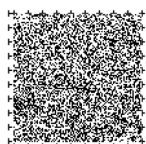
人権という普遍的な文化が根付き、人との和が尊ばれ、平和で心豊かに充実した生活をだれもが等しく享受できる、人権感覚に満ちあふれた社会の実現

2 人権施策の目指すべき方向性

基本理念である、「人権という普遍的な文化が根付き、人との和が尊ばれ、平和で心豊かに充実した生活をだれもが等しく享受できる、人権感覚に満ちあふれた社会の実現」を目指していくためには、市民・事業者・行政との協働と連携により、それぞれの対象者による主体的な取り組みが必要です。

そのため、それぞれの対象者自らが、社会の構成員として義務と責任を負っていくことを自覚し、心と行動をともにして、お互いの人権を尊重していくことが求められています。

基本理念を実現していくため、次の目指すべき方向性を基準として人権施策を展開し、地域社会全体で人権尊重のまちづくりを推進します。



【目指すべき方向性】

● 個人の尊厳の尊重

人間は「いのち」の大切さを尊び、人間としての尊厳や個性が尊重されることが、人権を支える根拠となっています。

このように、個人の尊厳が尊重される社会において、個人が自己実現を図り、より多様で多彩な価値を創造し、活気ある地域社会を形成していくことを目指します。

● 人権の平等性の保障

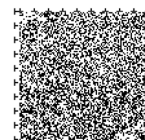
人権は、性別や年齢、障害、社会的身分、民族、国籍を問わず、すべての人に対して同じように保障されなければなりません。

このように、誰もが法のもとにおいて平等であり、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有し、教育や就職の機会を与えられ、社会に参画することで、市民一人ひとりが社会的な責任を果たすことができる地域社会の形成を目指します。

● 多文化共生社会の形成

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、自分の人権だけでなく他人の人権についても正しく理解し、その権利に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことを理解しなければなりません。

そのため、異なる文化や歴史、生活習慣をお互いに理解し合い、人の和を尊ぶとともに、多様性に満ちた社会を生み出し、さまざまな個性を有する人々がともに共生していくことで、豊かで活力ある地域社会の形成を目指します。



第3章 人権施策の推進

1 人権教育・啓発の推進

人権教育とは「人権尊重の精神の涵養（無理をしないでゆっくりと養い育てること）を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）で、その実現のためには、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて、学校教育と社会教育とを相互に連携し、活動を推進することが重要です。

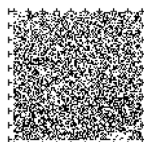
令和元年度に実施した本市の意識調査において、人権が尊重される社会を実現するために市として必要な取り組みの設問では「学校、地域社会や企業内での人権教育を充実させる」が50.1%と最も多くなっています。このことから、人権が尊重される社会の実現のためには子どもから大人まであらゆる世代への人権教育が重要となるといえます。

また、人権啓発は、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮し、人権侵害の生じない社会の実現を図っていくことを目的としています。

（1）人権教育・啓発の基本的な考え方

人権尊重社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権尊重の大切さを理解し、市民全体に広めていくことが必要です。すべての市民が互いの人権を尊重する社会を構築していくには、家庭・学校・地域・職場等、社会全体で人権教育・啓発活動を実施していくことが大切です。

人権教育・啓発の推進にあたっては、市民の参加と実践の中、市民・事業者・行政との協働と連携により、さまざまな手法を取り入れながら、総合的な人権施策の推進に努めます。



①人権教育・啓発を基本とした人権尊重のまちづくり

人権意識を高め広めるための教育・啓発は、人権尊重のまちづくりのためには欠かせない基本施策であり、その役割は「人権が尊重される条件づくり」と位置づけられています。家庭・学校・地域・職場等、日常生活のあらゆる場面で人権が確立される前提として、一人ひとりが人権意識をもち、実践することが求められています。

②時代により変化する人権課題、市民・事業者・行政との協働と連携による地域づくり

人権尊重のまちづくりをめぐる課題は固定したものではなく、少子高齢化の進行、国際化や情報化の一層の進展、環境や災害をめぐる問題、新しい技術開発など、社会の急激な変化により、新たな人権課題が生まれ、人権尊重社会の実現を目指す上で大きな問題となっています。さらに、これからの社会においては、市民一人ひとりが人権の課題と向き合うとともに、積極的な参加と事業者や行政との協働と連携による地域づくりが求められています。

③多様性を認め、個性と能力を発揮できる環境づくり

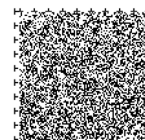
人権教育・啓発にあたっては、一人ひとりの多様性を認め合い、それぞれが持つ個性と能力を十分に発揮し、活躍できる環境づくりを推進することが必要となっています。

④人権課題へ取り組む、自律した人づくり

上記③の環境づくりと合わせて、日常の課題を自律的に解決する力を養い、一人ひとりが主体的に地域づくりに関わる中で、人権尊重という普遍的な考え方に基づき、人権をめぐる新しい課題に取り組むことが求められています。

⑤成長過程に応じた環境づくり

次世代を担う子どもの権利を享受し行使する主体として、その成長過程に応じて権利を保障し、自らの権利についての認識を深めることにより、権利行使に伴う責任や他人の権利を尊重することを身につけ、多様な価値観を認め合い、それぞれが生き生きと育っていくことができる環境づくりが必要となっています。



(2) 人権教育・啓発の目標

人権教育・啓発は市民一人ひとりの人権意識の高揚を目標とします。その際、次の4点に留意して施策を推進します。

①人権の基本理念に対する認識を深める

人権施策の目指すべき基本的方向性に掲げる「①個人の尊厳の尊重、②人権の平等性の保障、③多文化共生社会の形成」の3つの視点を中心に人権の基本理念について理解を深めるとともに、日常生活の中で物事の判断や実行できる人権感覚が身につくように促します。

②人権が共存する社会の実現を図る

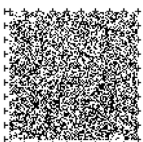
一人ひとりが互いに人権の意義、及びその尊重と共存の重要性について理解を深め、自己実現を図る態度を育てるとともに、さまざまな個性や価値観が存在することを認め、尊重する態度が身につくように促します。

③他者の身になって考え、行動できる態度を身につける

人権についての知識や人権感覚が、具体的な態度や行動につながるよう、他者の立場、特に人権侵害を受けている立場になって考え、それに基づいて自ら行動できる態度が身につくように促します。

④一人ひとりが自発的に学ぶ

人権教育・啓発は、市民一人ひとりの人権意識を高め広めることを目標としています。そのためには、教育・啓発が一人ひとりの問題意識とつながり、自主的な学習へと発展し、個人の自発性に基づく学習や市民の自発的な学習機会を創出する環境づくりに努めます。



(3) 人権教育の基本的な取り組み

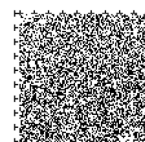
人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼少期から発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて、家庭教育と学校教育、及び社会教育が相互に連携し、総合的な取り組みを推進します。

①家庭における人権教育の支援

家庭は、人間形成を図るうえで重要な役割を果たす場です。とりわけ、乳幼児期は、あたたかな愛情により人間関係の基礎となる信頼関係を豊かに築いていくうえで、重要な時期です。子ども一人ひとりがかげがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、他人への思いやり、いのちや人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるように支援します。

家庭における人権教育の取り組みを以下の通り推進します。

- 子育てに関する人権学習の機会や情報の提供に努めます。
- 子育てに不安や悩みを抱える保護者への相談支援や見守りを行い、家庭教育を支援します。
- 地域社会の中で、保護者同士が子育てに関する情報交換を行う場や、人権等に関する各種相談支援体制の充実を図ります。



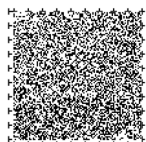
②就学前・学校における人権教育

幼稚園・保育所においては、自然や動植物とのふれあいを通して、いのちの大切さを感じたり、さまざまな遊びを通して仲間との関係や豊かな人間性を培ったり、人との関わりを通して相手を理解し、お互いを大切に思う気持ちを育てていくことを基本とした人権教育を進めます。

小・中学校から高等学校においては、学校生活のあらゆる場を通して、個々の自尊心を高め、他者を尊重し、互いに違いを認め合うとともに、人権に関する知識を深め、豊かな感性を育む教育を進めます。さらに、自分の考えを適切に表現し、相手の意見を受け止めることができるコミュニケーション能力や、相互に尊重しあえる人間関係をつくり問題を解決する能力など、人権に関わるスキル（技能）を身につける教育の推進を図ります。

就学前・学校における人権教育の取り組みを以下の通り推進します。

- 就学前児童の子育て支援に関する情報提供に努めます。
- 保護者への相談体制の充実を図ります。
- 児童生徒の実態、地域の実情等を踏まえた人権教育目標を、各学校において設定し、教育活動全体を通じた効果的な指導を行い、系統的・発展的な学習の展開を図ります。
- 家庭や地域から理解と協力を得られるよう、学校から積極的な情報発信を行い、関係機関等との適切な連携及び協力を努めます。
- 教職員一人ひとりが人権を尊重する理念をもち、研修内容の充実により、差別を見逃さない鋭い人権感覚と資質、指導力の向上を図ります。



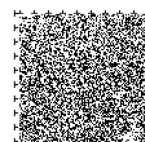
③社会教育としての人権教育

市民一人ひとりが、さまざまな学習機会を通して、人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活に実現していくことができるよう支援します。

また、子どもが誤った認識や偏見・差別意識をもつのは、周りの大人の影響も大きいと考えられることから、大人自身が人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権尊重の精神を日常生活に生かしていけるよう支援します。

社会教育としての人権教育の取り組みを以下の通り推進します。

- 人権に関する生涯学習の充実を図ります。
- 公民館事業における人権学習の充実を図ります。
- 高齢者学級における人権に関する取り組みの支援を図ります。
- 各種団体での人権学習の充実を図ります。
- 各種事業者に向けた人権学習の充実や人権に関連する制度の普及を促します。



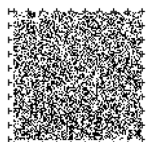
(4) 人権啓発の基本的な取り組み

人権啓発は、全ての人の人権が尊重され、明るく住みよい地域社会を実現するために、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活や社会生活において、これらの認識が態度や行動に確実に根付くことを目的としています。言い換えれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持つことが必要です。さらに、人権に関わる国内の法令や国際条約など、基本的な知識を市民に広く伝えるだけでなく、さまざまな手法の人権啓発により、人権に関する正しい知識を身につけ、感性を高めることにより、人権侵害に対する気づきから学びを深め、一人ひとりが差別意識の解消への取り組みを進めるとともに、自他の生命の尊さや、お互いの違いや個性を尊重し合う多様性の容認と共生の心を育む社会の実現につながります。人権が尊重される社会を目指す人権施策の取り組みとして、市民の理解と共感を得られるよう 2 つの視点から人権啓発を推進します。

①市民全般を対象とした人権啓発

人権啓発の現状と課題や基本目標を踏まえ、市民全般を対象とした人権意識の高揚が図られるよう、それぞれの対象者に応じて分かりやすい事例を用いる方法や、参加者が気軽に自主的に参加できるような方法による取り組みを行うことが必要です。

- 「広報紀の川」やホームページでの人権情報の発信
- 各地域で行われる祭りやイベント会場での啓発
- 駅頭・街頭での啓発
- 人権講演会・人権映画会の開催
- 学校などへの人権啓発教材としてDVDの貸出
- 啓発資料の募集・作成
- 研修事業
- 人権に関する市民意識調査の実施



②企業等への人権啓発

企業等は社会を構成する一員であり、大きな社会的責任と役割を担っています。特に企業には、雇用や昇進、個人情報保護など、人権尊重の企業姿勢が求められています。その上で、地域社会への影響力が大きい企業については、いじめや嫌がらせなどの「ハラスメント」の発生や、長時間労働、不当解雇などが問題となっていることなどから、職場環境の改善や、人権尊重の視点に立った自主的な活動を促す取り組みを行うことが必要です。

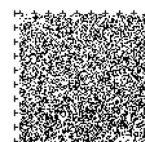
企業等への人権啓発の取り組みを以下の通り推進します。

- 人権意識を高めるための職場研修などの働きかけ
- 研修会への講師の派遣
- 人権啓発等に関する適切な情報や資料の提供
- 企業向け人権啓発のためのDVDの貸出

(5) 人権に関わりの深い特定職業従事者の人権研修

人々の人権にとりわけ深い関わりをもつ職業に従事する人は、市民の人権意識の高揚を図るために、より一層人権意識を高め、その職務にあたることが重要です。

そのため、市職員・就学前教育関係者・学校教育関係者・社会教育関係者・消防職員や医療・福祉関係者・市議会議員などの職業に従事する者は特に、人権行政の担い手として自覚し、人権研修を積極的に受講し、人権侵害に気づける感性と差別をなくす実践力を身につけ、職務を遂行することが求められています。また、それぞれの職場で行われる研修の充実を図れるよう、積極的に情報提供等の支援を行います。



2 相談・支援・救済の推進

市は、市民の人権を擁護する使命を担い、人権を侵害される行為やそのおそれがある人に対して、相談を受ける中で主体的な解決のための助言や行動を行うなど、人権を守り、回復するために国、県などの関係機関との密接な連携を図りながら、相談・支援・救済をはじめとする人権擁護体制の充実に向けた施策を展開します。

(1) 基本的な考え方

本市では、人権に関する相談に対応するために、人権擁護委員による人権相談のほか、国の機関や**公益財団法人和歌山県人権啓発センター**などと連携しながら、さまざまな人権相談に応じる窓口を設置しています。女性や子ども、高齢者や障害のある人等の個別相談については、各担当課で相談窓口を設けています。

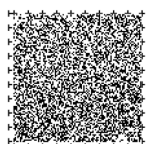
複雑、多様化する人権課題に対しては、総合的な対応が求められ、対応する職員の人権感覚の研鑽と専門的知識の向上が必要となっています。

また、効果的な人権相談・支援策を講じていくためには、個別の相談内容に応じて、適切な部署・機関との連携を図ることが必要であり、国、県等の相談・保護機関との具体的な支援体制や**NPO**等の市民団体との連携・協力も必要となっています。

(2) 相談・支援・救済体制の充実・強化

①人権相談・支援体制の充実

人権相談において、的確な助言や指導ができるように、相談員等の資質の向上や各種相談に関する情報提供の充実に努めるとともに、被害者が安心して相談できるようプライバシーに配慮した相談支援に努めます。また、複雑、多様化する人権相談に対応するため、国や県、関係機関等との連携・協力を努めます。



②救済体制の整備

人権侵害に対する被害者の救済については、各課相談窓口において、緊急を要する避難や保護を必要とする女性や子ども、高齢者、障害のある人など、国や県（和歌山県子ども・女性・障害者相談センターなど）、NPO等の民間支援団体などと密接な連携の強化を図り、協力体制を構築します。

これまでも差別事件が発生した場合は、紀の川市人権問題処理委員会で、その問題の解決や処理を迅速に実施してきましたが、今後はさらに庁内体制を整備し、救済体制の充実を図ります。

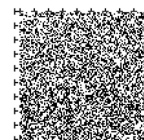
（３）擁護・保護機能の充実

①権利擁護システムとの連携

高齢者や障害のある人など、人権上配慮が必要な人が守られ、安心して地域生活がおくれるように、高齢者虐待防止ネットワークの活用や**成年後見制度**など権利擁護事業の普及と充実を図るとともに、市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができるよう、人権擁護機関との連携を図り、権利擁護を推進します。

②被害者の保護機能の充実

虐待や**DV**、**パワー・ハラスメント**、**セクシュアル・ハラスメント**などの被害者が安心して暮ることができるよう、継続した相談支援に努めるとともに、必要に応じて、被害者保護の支援措置の実施や施設への入所支援を行います。



第4章 分野別人権施策の推進

(1) 環境と人権

【現状と課題】

社会の急激な変化にともない新たな人権課題として環境権に関する問題が起こってきています。環境権とは「健康で快適な環境の回復・保全を享受しうる権利」と定義されています。

産業社会の発展とともに、大気汚染や水質汚濁などさまざまな公害や開発による自然破壊を引き起こし、温室効果ガスの排出などの人間活動が気候に与えた影響が地球温暖化の原因として可能性が高いと指摘されています。

古くは**水俣病**など海水汚染によって引き起こされた人災が、人の命や生態系をむしばみ、社会的な偏見を生み出すなどの事件も経験してきました。

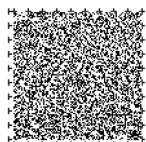
平成23年(2011年)の東日本大震災においては、福島第一原子力発電所が地震・津波による被害により、大規模災害を引き起こし、放射能による広域的な汚染が広がり、地域住民の長期的な避難生活、農林産物や漁業資源の汚染による風評被害などが大きな問題となっています。環境汚染が人権問題につながる問題として多くの人が認識を新たにしました。

また、平成27年(2015年)には「国連気候変動枠組条約締約会議(COP)」において、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして「京都議定書」に代わる「パリ協定」が採択されました。

【基本方針】

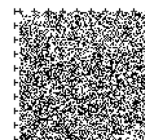
地球温暖化に伴う環境変化は、自然災害や人災、環境汚染など、人々の生活に多くの影響を与えます。環境政策の指針である「紀の川市環境基本計画」に基づき、持続可能な社会をめざして取り組みます。

また、環境問題がさまざまな人権問題に結びつく可能性もあることから、適切な情報提供を行い、人権侵害を防ぐことができるよう啓発に努めます。



【施策の基本的な方向性】

- ① 「紀の川市地球温暖化防止実行計画」に基づき、紀の川市役所の事務、事業で発生する温室効果ガスの排出削減等の計画を策定し、排出の抑制とともに、廃棄物の適切な処理に努めます。
- ② 市民・事業者・行政との協働と連携により、環境保全意識の向上に向けた啓発活動の推進を図ります。
- ③ 学校教育や社会教育の場において、環境の大切さや環境汚染と人権の関わりなど、環境に関連した人権教育の充実を図ります。また、環境汚染等による被害が生じた場合は、関係機関と連携し適切な対応に努めます。



(2) 情報化社会における人権

【現状と課題】

近年、著しい情報通信技術の発展により、行政や企業等において個人情報的大量に収集・蓄積され、ネットワークを通じて瞬時に伝達されます。情報収集が市民に高い利便性をもたらす一方で、個人情報が本人の知らない間に流出、悪用される事件が起こっています。

スマートフォンなどのモバイル電子機器の普及とインターネットなどの情報通信技術の発達に伴い、インターネット上での個人情報の流出やプライバシーの侵害など新たな人権問題が生まれ、個人のモラルの向上を図る必要性や法的規制の強化などが課題となっています。

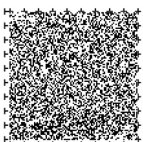
また、SNSやホームページ、ブログなどにおける個人や団体等への誹謗中傷や、差別を助長する表現の掲載などの人権侵害も深刻な課題となっています。インターネット利用者の低年齢化に伴い、SNS等に起因する青少年の犯罪被害等の増加もみられます。

国においては、平成15年(2003年)に「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」を施行し、行政機関や企業に対し、個人情報の適正な取扱いが義務づけられました。

また、平成19年(2007年)には「住民基本台帳法」等が改正され住民票の写し等の交付については個人情報保護に留意した制度に再構築されました。

令和元年度に実施した本市の意識調査において、関心のある人権課題の設問で「情報化社会における人権」の回答は平成20年(2008年)の前々回調査、平成26年(2014年)の前回調査を上回っており、関心が高まってきていると考えられます。

本市においても、市の実施機関及び事業者による個人情報の利用・提供についての適正な取扱いや、個人情報の本人に対する開示や訂正の手続きなどを定めるために、「個人情報保護法」や和歌山県の「個人情報保護条例」を基本として、「紀の川市個人情報の保護に関する条例」を制定しています。

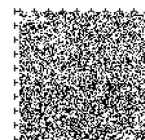


【基本方針】

インターネット等の利用者が適正な情報の収集・発信・活用における責任や情報モラルをもつことができるよう、人権教育やモラル意識向上の啓発に努めます。

【施策の基本的な方向性】

- ① 「紀の川市個人情報の保護に関する条例」に基づき、個人情報、公文書管理の適正な取扱いに努めます。
- ② 住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止を図ることを目的に登録型本人通知制度のより一層の普及に努めます。
- ③ 学校におけるメディアリテラシー（メディアを通じた情報の受信・発信についての理解を高めること）向上や情報を扱う際のモラルなどの情報教育の充実を図ります。
- ④ 「広報紀の川」やホームページにおいて、個人名や顔写真を掲載する際には、本人に承諾を得るようプライバシーの保護に十分配慮し、人権尊重の視点に立った表現を心がけます。
- ⑤ 情報による人権侵害の防止のために他の行政機関やNPOなどと連携し、インターネット上の不正書き込み等の監視を強化するとともに、情報に関する被害発生時には早急に対応する体制づくりなどの取り組みを進めます。



(3) 働く人の人権

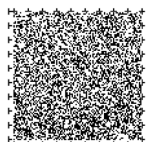
【現状と課題】

平成30年版厚生労働白書によると、近年、有期契約労働者やパートタイム労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者は全体として増加傾向にあり、平成29年(2017年)には2,036万人と、雇用者の約4割を占めている状況です。年間総実労働時間は減少傾向にあり、近年では1,700時間台半ばの水準となっています。一方で、正社員等については2,000時間前後で推移しているとともに、週の労働時間が60時間以上の労働者割合も、特に30歳代男性で15.0%に上っており、長時間労働は依然として深刻な問題となっています。

国においても、労働者の職務に応じた待遇の確保等のため、平成27年(2015年)9月に「労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律(同一労働・同一賃金法)」が参議院において可決されました。長時間労働の是正については、平成30年(2018年)に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を公布しました。

また、妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、平成29年(2017年)には「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正施行されました。令和元年(2019年)には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」等が改正され、ハラスメントへの対策が強化されました。

本市の意識調査において、関心のある人権課題の設問で「働く人の人権」の回答が、4割を超え最も高い結果となっています。



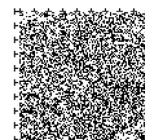
働く人の人権に関する人権上の問題の設問で、上位3項目の回答をみると、「長時間労働や休暇の取りにくさなどから健康で文化的な生活が送れない」、「育児や介護との両立に必要な休暇（休業）が取りづらい」、「職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントがある」（図表1）となっています。「職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントがある」は、平成26年（2014年）の前回調査から10.4ポイント増加しています。

働く人の人権が守られるために必要なことの設問では、上位3項目の回答として「超過勤務の削減や休暇の取りやすい環境を整備する」、「育児・介護休暇（休業）制度などの子育てや介護に関する制度を充実させる」、「職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、心の病などに関する相談窓口の設置や啓発活動を実施する」（図表2）となっています。

労働時間や休暇、育児や介護との両立などの**ワーク・ライフ・バランス**に関する問題とパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントについては、特に対応が必要となっていることがうかがえます。

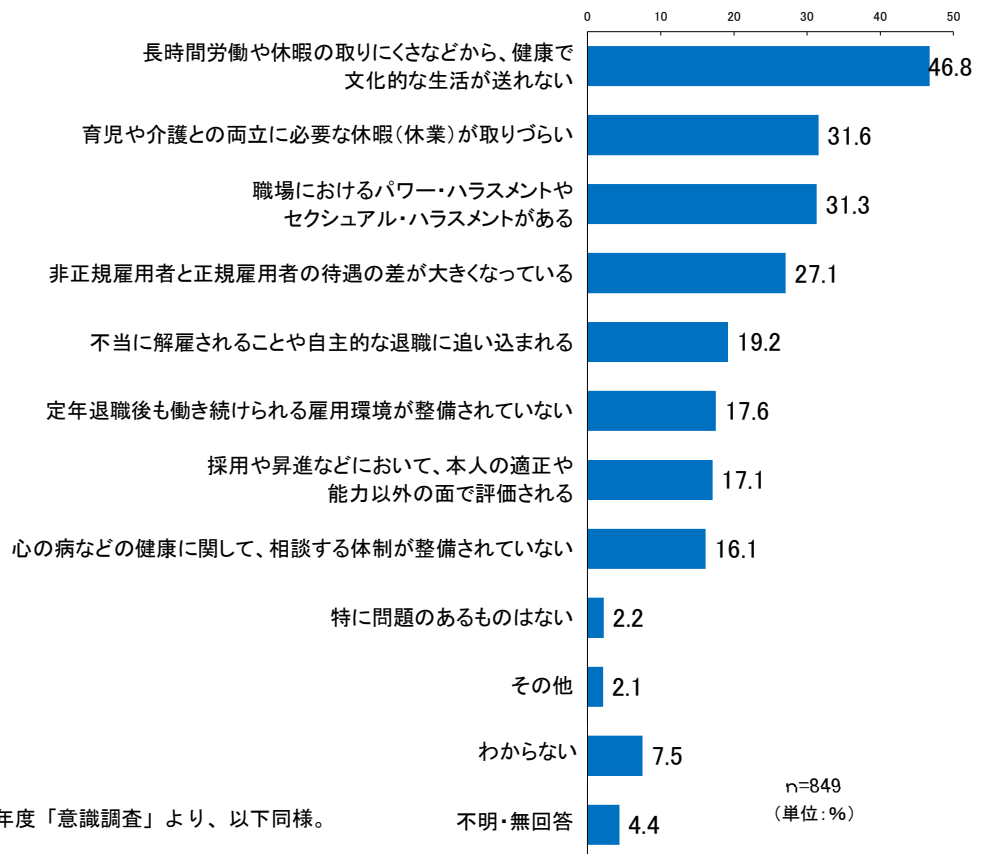
本市においても、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、長時間労働の問題、年次有給休暇の取得促進、仕事と育児・介護等の両立の支援等、働く人の職場環境の改善を図っていけるような取り組みが必要となっています。

また、職場のパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの防止について企業や事業者の意識向上や相談窓口の充実、啓発活動が求められています。



図表 1

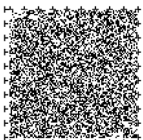
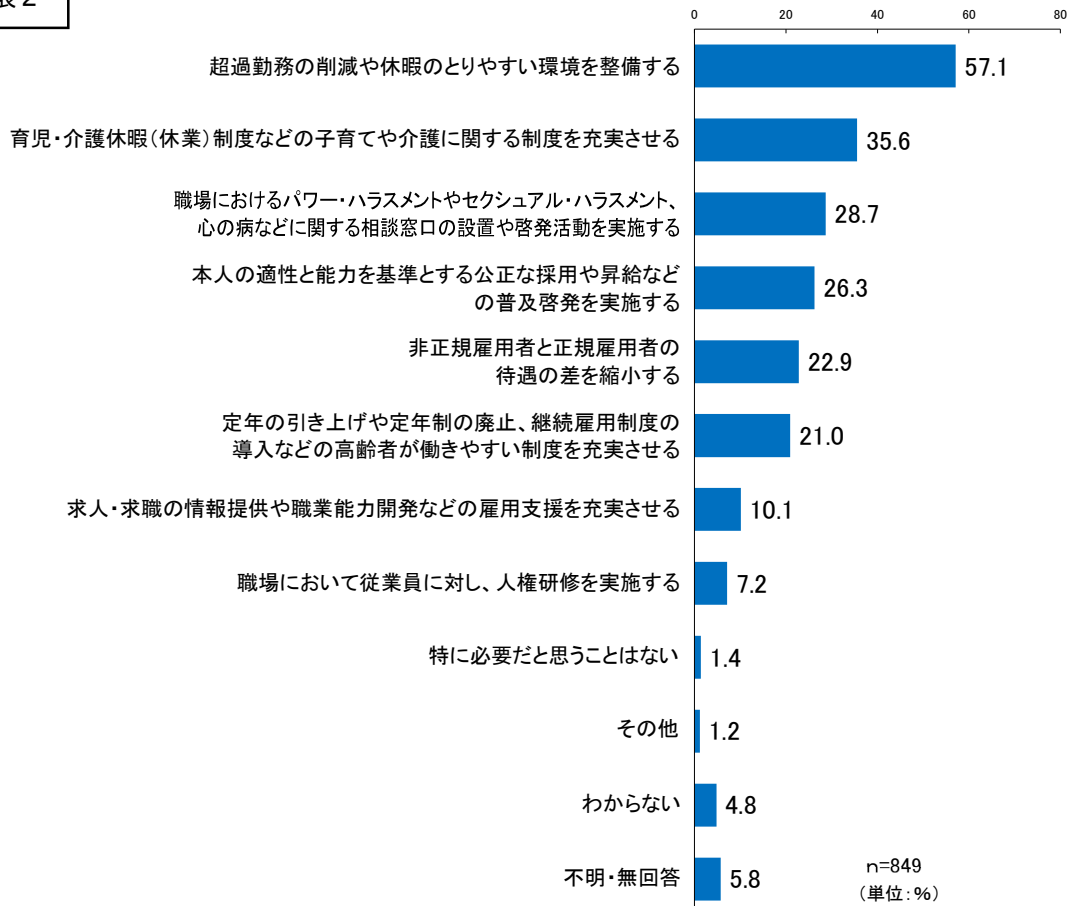
働く人の人権に関する人権上の問題について



※図表は令和元年度「意識調査」より、以下同様。

図表 2

働く人の人権が守られるために必要なこと



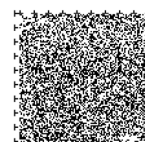
【基本方針】

男女がともに仕事と家庭の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの予防・解決に向けた環境整備の取り組みを推進します。

【施策の基本的な方向性】

- ① 育児・介護休暇（休業）取得の推進を図るとともに、男性の制度活用に向けた職場環境の整備を促します。
- ② 仕事と子育ての両立支援と男女が働きやすい職場環境づくりの推進に向け、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所への支援や子育て世代の女性への就職支援に取り組みます。
- ③ 職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどに関する人権侵害の防止と人権意識の高揚を目指す研修を推進します。



(4) 災害と人権

【現状と課題】

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災は、地震・津波の発生により多くの命が奪われるとともに、壊滅的な被害に見舞われ、大規模な災害となりました。また、この地震・津波の影響により福島第一原子力発電所事故が発生し、周辺一帯の住民に避難指示が出され、避難生活は長期化しています。

このような中、避難所の運営等で女性や高齢者、障害のある人などに人権への配慮に欠けた事例の発生や福島第一原子力発電所事故による放射能汚染等の風評被害など、災害時におけるさまざまな人権問題が発生しています。

また、近い将来には**南海トラフ地震**の発生が懸念されており、発生時には甚大な被害を受けることが予測されます。

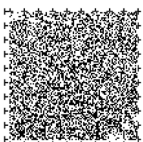
本市においても、災害時に人権が十分に守られる取り組みを推進していく必要があります。

【基本方針】

本市の防災計画等に、災害時の女性や高齢者、障害のある人など災害時要援護者に配慮した避難所設置・配置・運営等を明記し、災害時においても人権尊重の視点に立った取り組みが行われるように、防災訓練等の実施の機会を通して市民への周知に努めます。

【施策の基本的な方向性】

- ① 災害時の避難所運営においては、女性や高齢者、障害のある人などの人権に配慮する観点など、人権尊重の視点に立った取り組みを図ります。
- ② 災害時要援護者に配慮した避難所誘導や避難所運営ができるよう、区長会や自主防災組織においてあらゆる状況を想定した訓練及び研修を実施します。
- ③ 災害時要援護者登録台帳への登録を促進し、福祉避難所の指定拡大に努めます。
- ④ 防災計画や避難所計画の策定、及び防災訓練時など、平時から女性や高齢者、障害のある人など災害弱者の視点も取り入れた取り組みを推進します。



(5) 同和問題

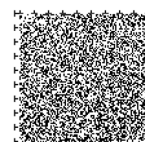
【現状と課題】

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、市民的権利と自由が奪われてきた著しく不合理な人権侵害の問題をいいます。

さらに、この差別は、被差別身分を世襲させ、職業、居住地、交際、結婚などの面が規制されることにより、固定的・永続的に現在まで残されてきたものです。

昭和40年(1965年)の「同和対策審議会答申」では「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障された基本的人権に関わる課題である。したがって審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とし、その答申を受けて昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が施行され、33年間の事業の実施により、法律の目的が概ね達成したとの見解から平成14年(2002年)3月をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は失効しましたが、本市においても差別解消に向け、さまざまな施策の推進により、明るい展望が開けるまで進展してきました。

一方で、インターネット上での差別など、情報化の進展を背景に差別の形態が変化している状況等を踏まえ、平成27年(2015年)には、「人権課題解決に向けた和歌山県集会」が東京で開催されました。それを契機に平成28年(2016年)には、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざした「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。また、和歌山県では令和2年(2020年)3月に「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。これらを踏まえ、本市においても同和問題の解決に向けて、国や県と連携した取り組みを進める必要があります。



本市の意識調査において、同和問題について知ったきっかけについての設問について、年代別でみると18歳から20歳未満、20歳代では「同和問題のことは知らない」が最も多くなっており、若い世代に対する啓発が課題となっています。

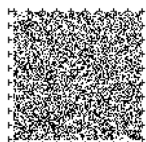
同和問題に関する人権上の問題の設問では、上位3項目の回答をみると、「結婚時に周囲の人が反対する」、「同和問題はほぼ解消したのだから、今さら取り上げること自体が問題である」、「結婚や就職などの際に、身元調査が行われている」(図表3)となっています。

子どもが結婚する相手が同和地区の人であるとわかったときにどうするかについての設問では、「結婚は両性の合意に基づくものであり、出身地など関係ないから結婚に賛成する」が最も多く、「少し抵抗はあるが、子どもの意思を尊重する」、「わからない」が続いています。(図表4)。

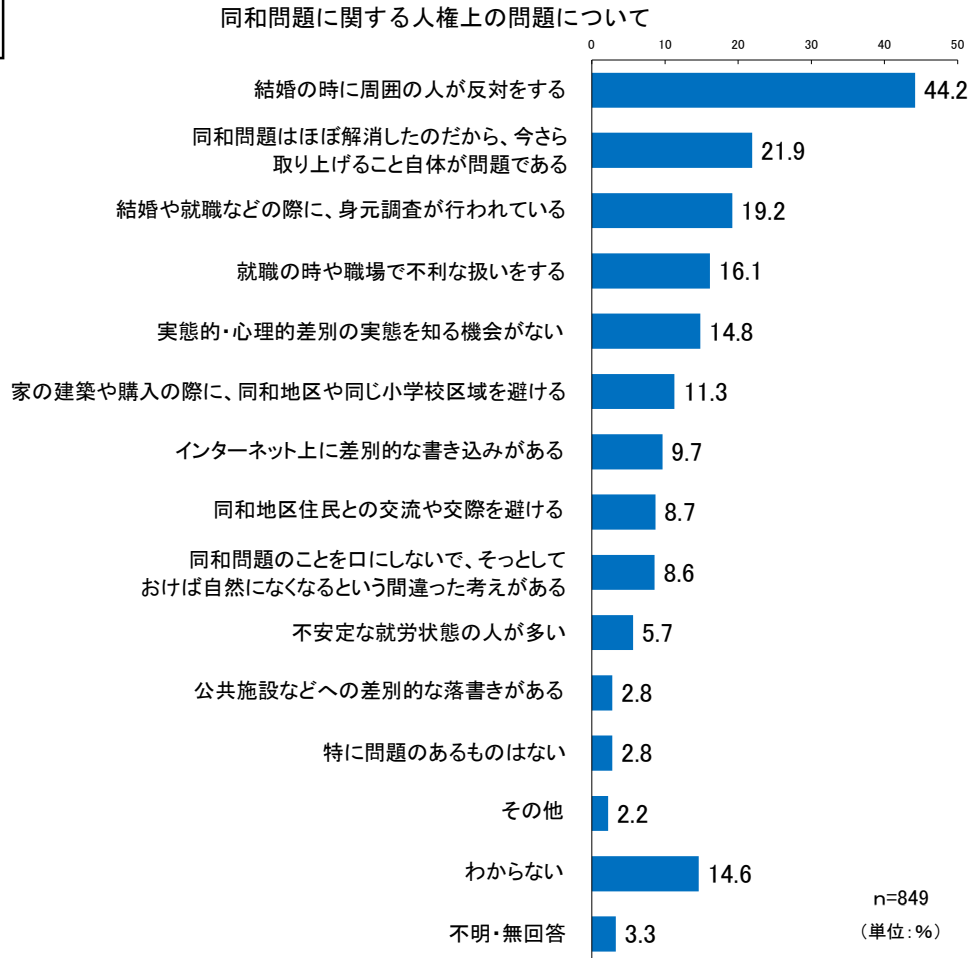
同和問題を解決するために必要なことの設問では、上位3項目の回答として「家庭教育、学校教育、社会教育を通じての人権を大切にする教育を積極的に行う」、「市民一人ひとりが同和問題について、正しく理解し、解決に向けて努力する」、「同和問題を特別扱いすることをやめる」(図表5)となっています。

基本的理解と認識は深まりつつあり、実態的な差別は少なくなったものの、私たちの周りには予断や偏見から生じる心理的差別などの問題が依然として根深く存在しています。結婚や就職時における差別意識や、偏見や忌避意識などから不動産取引等に関わって、同和地区の所在を調査したり、行政機関へ問い合わせるなどの土地差別事件、差別メールやインターネット上での差別的な表現、書き込み、企業等に対して不当な要求を行い、同和問題の解決を妨げている「**えせ同和行為**」など、未だ問題の解決に至っていないのが現状です。

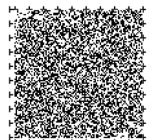
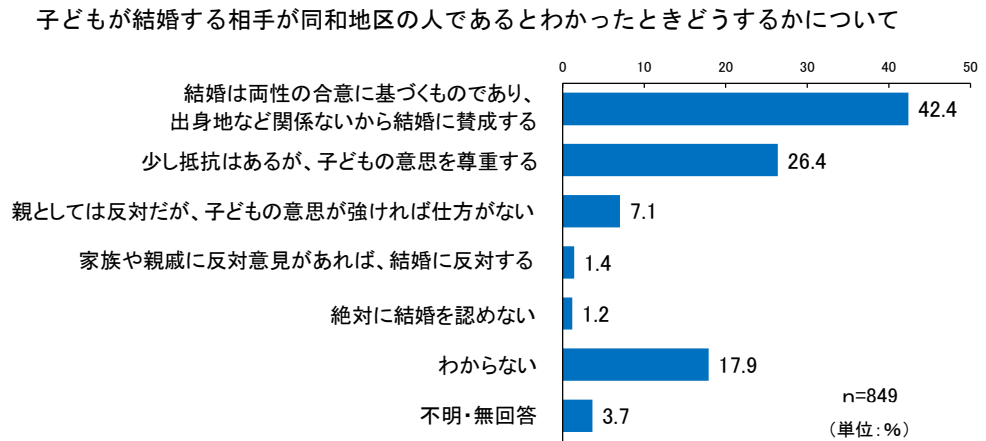
このことから、子どもから大人まで、あらゆる世代に対して同和問題を通した人権教育・啓発をより一層、推進していくことが求められています。



図表 3

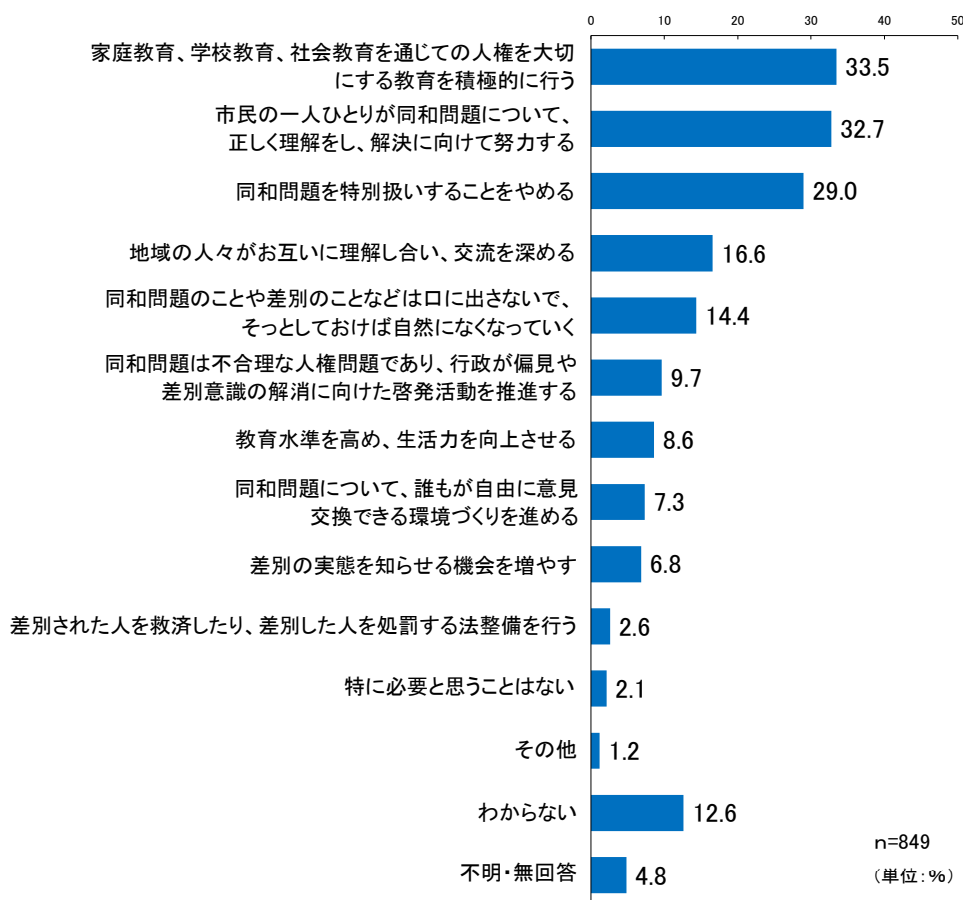


図表 4



図表 5

同和問題を解決するために必要なこと

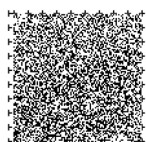


【基本方針】

同和問題は、元来何の違もない、同じ人間を偏見や差別意識により、不合理な形で、基本的人権及び自由が侵害され続けてきた人権問題です。今後も重要な人権課題として位置づけ、これまで取り組まれてきた同和教育や啓発活動を人権教育・啓発の視点で発展的に再構築していきます。

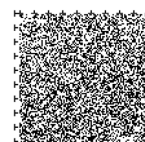
特に、残された課題が心理的な要因によるところが大きいことに鑑み、家庭・学校・地域・職場など地域社会が一体となって、不合理な同和問題に対する認識を深めるとともに、差別を許さない、残さないという社会意識の構築が最も重要と考えます。また、一人ひとりが同和問題に対する理解を深め、「差別の意識を次の世代へと残さない」ことを意識できるよう啓発に取り組む必要があります。

今後も一層、人権教育・啓発に取り組み、差別意識の解消を目指すとともに、インターネット上の人権侵害の防止に努めます。



【施策の基本的な方向性】

- ① 家庭教育・学校教育・社会教育を通じて、同和問題に対する正しい理解と解決に向けた人権教育・啓発活動を推進します。
- ② これまで実施してきた「同和運動推進月間」など啓発活動を継続するとともに、講演会や研修会の開催など、日常から広く人権への問題意識を喚起していく人権啓発を推進します。
- ③ 生活の基盤となる就労について、県と連携して企業等の訪問を実施し、公正な採用選考を確保するよう支援します。
- ④ 職場の人権教育・啓発の推進を図るため、講習会や研修会などの支援を行います。
- ⑤ 隣保館事業において、福祉の向上や人権啓発のための各種教室の支援を行います。
- ⑥ 人権侵害に対する相談・支援体制の一層の充実に努めます。
- ⑦ 県・法務局と連携してインターネット上のモニタリングを実施し、差別書き込み等の発見に努め、市・県・法務局が一体となって、プロバイダ等に対する削除要請等に対応し、被害の拡大防止に向けて迅速に取り組みます。



(6) 女性の人権

【現状と課題】

わが国での女性の人権は、昭和 60 年（1985 年）「女性差別撤廃条約」の批准によって、昭和 61 年（1986 年）「男女雇用機会均等法」や平成 11 年（1999 年）「男女共同参画社会基本法」の施行など法整備が進められるとともに、女性の社会への参画を拡大する「男女共同参画基本計画」が策定され、計画に基づいた取り組みが進められています。

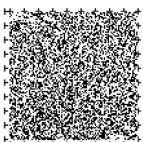
しかしながら、令和 2 年（2020 年）の G G I（ジェンダーギャップ指数）のランキングをみると、日本は 153 か国中 121 位となっており、固定的な性別役割分担意識の解消、政策や方針決定過程への女性の参画など、依然として改善すべき課題が多く存在しています。

実社会における男性優位の意識や、男女間の経済力の格差などの社会構造の問題と育児や介護を女性が負担するなどの性別による固定的役割分担意識の解消を図り、男女ともに互いの人権を尊重し、社会での対等な構成員として、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる公平な社会を実現する必要があります。

また、DV やセクシュアル・ハラスメント、**ストーカー行為**、性犯罪など男女間の精神的、身体的暴力行為による人権侵害についても、依然として重大な社会的問題となっています。被害者の多くは女性ですが、男性が被害者となるケースもあります。

国においては、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現に向けて、平成 27 年（2015 年）に「**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）**」を施行しました。

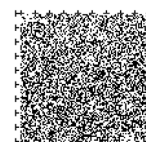
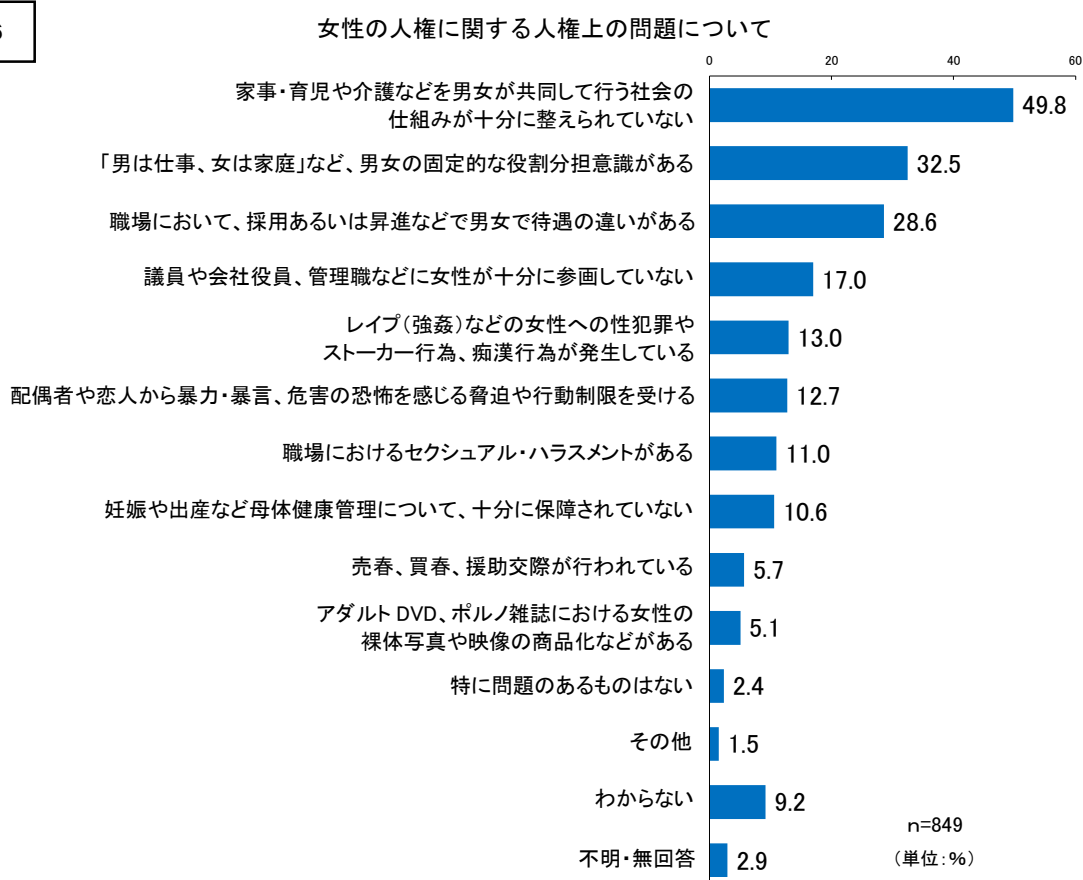
本市では、平成 30 年（2018 年）に「第 2 次紀の川市男女共同参画推進プラン」を策定し、取り組みを進めています。



本市の意識調査において、女性の人権に関する人権上の問題の設問で、上位 3 項目の回答をみると、「家事、育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが十分に整えられていない」、「『男は仕事、女性は家庭』など、男女の固定的な役割分担意識がある」、「職場において、採用あるいは昇進など男女で待遇の違いがある」（図表 6）となり、女性の人権が守られるために必要なことの設問では、上位 3 項目の回答として「女性が仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」、「採用や昇進時などにおいて、男女の扱いを平等にすることを企業などに働きかける」、「学校教育や社会教育において、男女平等を進めるための教育・学習活動を充実させる」（図表 7）となっています。

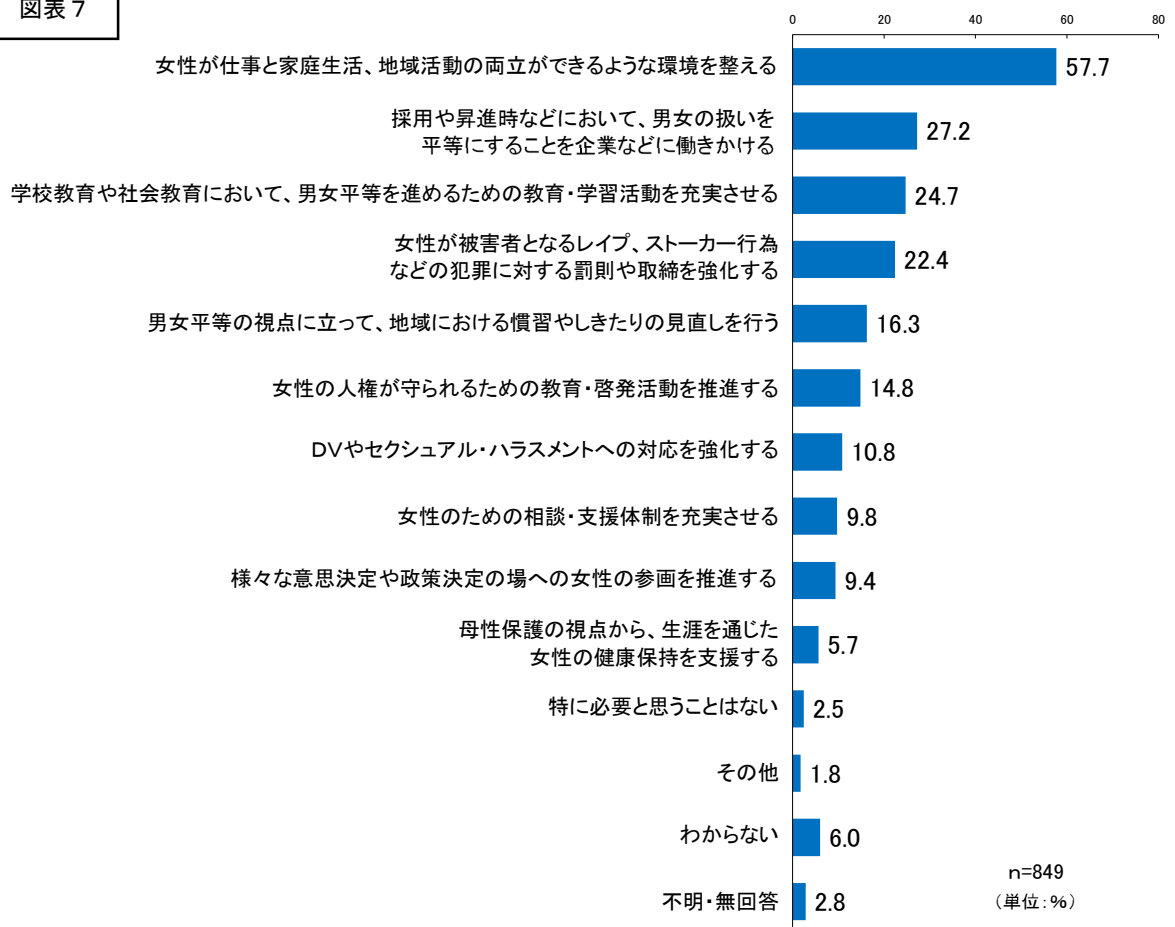
このことから、女性への家事、育児や介護への過剰な負担の解消や雇用・就労に関しての平等に向けた取り組みを充実させるとともに、子どもから大人まで全ての世代に対する男女平等についての教育を図っていくことが求められています。

図表 6



図表 7

女性の人権が守られるために必要なこと

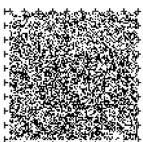


【基本方針】

「紀の川市男女共同参画推進プラン」のもと、男女共同参画や人権の啓発などを進めるとともに、職場や家庭、地域における男女共同参画、政策方針決定過程への女性の参画の取り組みを推進します。

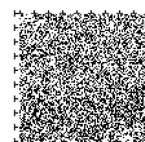
また、男女がともに人権を尊重して歩んでいける社会を実現していくため、女性が自己の能力を伸ばし、発揮できる機会を平等に得られるよう取り組みます。

女性に対する精神的、身体的暴力行為は、表面に出にくい問題であるため、地域全体で根絶に向けた取り組みと気軽に相談できる体制の充実を目指します。また、人権侵害の事象が発生した場合の迅速な擁護など支援体制を強化します。



【施策の基本的な方向性】

- ① あらゆる世代の男女が社会の一員として、さまざまな分野で個性と能力を発揮できるよう、地域活動における男女共同参画の推進を図るとともに、政策・方針決定の場における女性の参画を拡大し、男女のバランスがとれた参画を促進します。
- ② 男女がともに職場・家庭において、性別に関わりなく能力を発揮できる環境づくりに取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりに取り組みます。
- ③ 本市の主要な産業である農業において**家族経営協定**などの取り組みを進めるほか、企業に対する男女共同参画についての啓発、女性の再就職や起業への支援を通じて、就労の場における女性の地位向上を図ります。
- ④ DVや**デートDV**、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪などの精神的、身体的暴力行為による人権侵害の防止に向けて、意識啓発の推進に取り組むとともに、相談支援体制の充実を図ります。また、暴力等による人権侵害が発生した場合は、庁内の各担当課や関係機関・団体と連携し、被害者保護のため迅速に対応します。
- ⑤ 男女が互いの性について理解を深め、妊娠や出産をはじめ、性と生殖に関する適切な情報の提供や学習機会の充実を図ります。
- ⑥ 固定的役割分担意識の解消に向けた啓発活動の推進を図ります。また、子どもから大人まで、あらゆる世代に対し、さまざまな媒体・機会を用いて男女共同参画に関する意識啓発や学習機会の提供に取り組みます。



(7) 障害のある人の人権

【現状と課題】

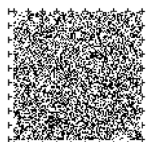
わが国では、国連による「国連障害者の10年」などの取り組みを受けて、平成5年（1993年）に「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められ、施行されました。「障害のある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」という「**ノーマライゼーション**」を基本理念のひとつとする障害者施策を進めてきました。

その後、平成16年（2004年）に国の「精神保健医療福祉改革ビジョン」では、入院治療中心から地域生活中心へと自立と社会参加の支援等を進めるとともに、基本理念に障害を理由とする差別等の禁止が規定されました。

平成17年（2005年）には「**発達障害者支援法**」が施行され、**自閉症スペクトラム障害(ASD)**や**学習障害(LD)**、**注意欠如多動性障害(ADHD)**など発達障害の早期発見とともに、成人期までの支援を国や自治体の責務としました。

近年、これらの個別の法律に基づいて、身体障害・知的障害・精神障害に関する福祉サービスや公費負担医療の提供を行ってきましたが、平成18年（2006年）に障害種別に関わりなく一元的に共通のサービスを提供することを目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。その後、平成25年（2013年）には、障害のある人の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。

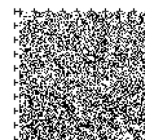
また、平成19年（2007年）9月に「障害者権利条約」に署名し、障害のある人の権利や尊厳を尊重するため、平成23年（2011年）の「障害者基本法」の改正や平成25年（2013年）の「障害者差別解消法」の成立など国内における法制度の整備等を進め、平成26年（2014年）1月に同条約に批准しました。



同条約は、障害のある人とない人が同じように生活するために必要とされる「合理的配慮」を行わないことは「障害を理由とする差別」にあたりとし、締約国が、障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害のある人のあらゆる人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の権利の実現のための措置などを定めています。この流れの中で、平成 28 年（2016 年）4 月から「障害者差別解消法」が施行されました。

本市では、障害のある人が自立した地域生活と社会活動への参加を図るため、合併前の旧 5 町それぞれにおいて「障害者基本計画」を策定し、各施策を推進してきました。その後、平成 18 年度に障害者基本法に基づく「障害者基本計画」と障害者自立支援法に基づく「障害者計画」を策定しました。平成 27 年（2015 年）には「第 4 期紀の川市障害福祉計画」を、平成 29 年（2017 年）には「第 2 次紀の川市障害者基本計画」を策定し、障害のある人が自立し、地域でともに暮らせる社会の実現を目指しています。

本市の意識調査において、障害のある人の人権に関する人権上の問題の設問で、上位 3 項目の回答をみると、「働ける場所や機会が少なく、働くための職場の環境整備が十分でない」、「障害のある人について、人々の認識や理解が十分でない」、「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすいまちづくりが進んでいない」（図表 8）となり、また、障害のある人の人権が守られるために必要なことの設問では、上位 3 項目の回答として「障害のある人に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する」、「障害のある人の就職の機会や場所をつくる」、「道路の段差解消、エレベーターの設置など**バリアフリー**化を進め、障害のある人が自立して生活しやすい生活環境を整える」（図表 9）となっています。

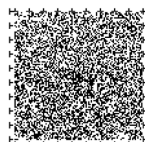
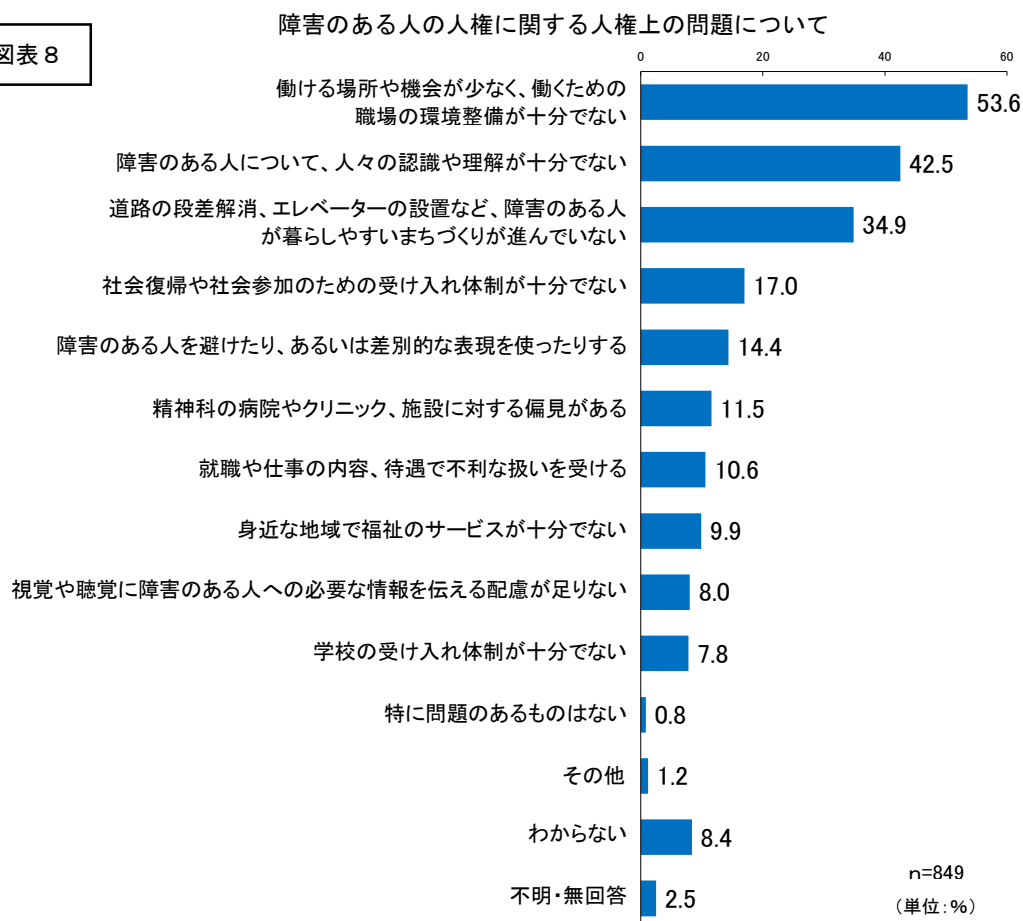


障害のある人がない人と共に生活するための配慮や工夫を行わないことが「障害を理由とする差別」にあたると思うか、またこうした配慮や工夫は経済的な負担を伴うこともあるがどうすべきかという設問では、「差別にあたる場合があるので、可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべきである」が最も多く、「差別にあたるので、負担の程度にかかわらず配慮や工夫を行うべきである」、「差別にあたる場合があるので、負担がないかごくわずかで済むなら配慮や工夫を行うべきである」（図表 10）が続いています。

これらのことから、障害のある人が地域で安心して希望する暮らしをおくることができるよう、障害のある人への理解と認識を深めるための教育・啓発活動のさらなる充実を図る必要があります。また、本人だけではなく、家族が中傷や差別を受けることもあることから、障害のある人の家族への理解醸成や相談支援も重要となります。

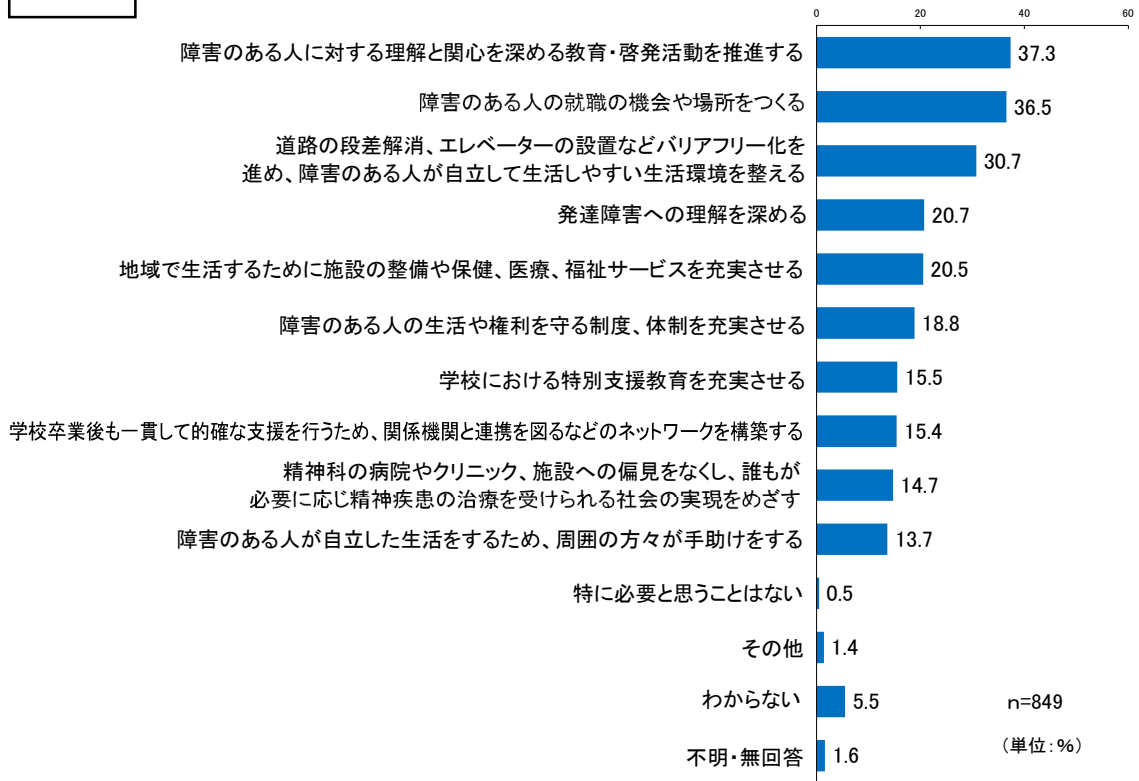
そして、雇用の充実や職場の環境整備、バリアフリー化の進んだまちづくりを推進し、障害のある人が社会のあらゆる活動に参加できるような環境をつくる必要があります。

図表 8



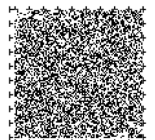
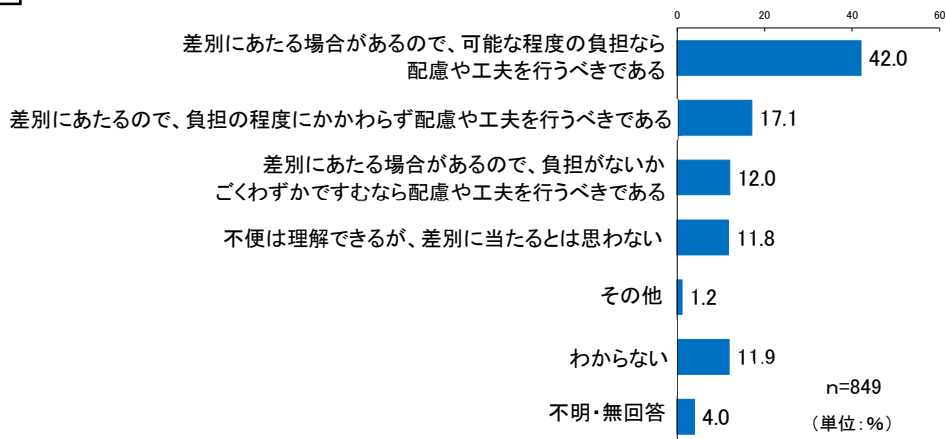
図表 9

障害のある人の人権が守られるために必要なこと



図表 10

障害のある人となない人が共に生活するための配慮や工夫を行わないことが差別にあたるか、また配慮や工夫は経済的な負担を伴うこともあるがどうすべきか



【基本方針】

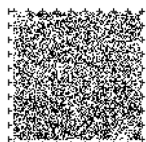
ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら地域社会の一員としてともに生活できる社会の実現に向けて、障害のある人の人権を守り、市民がともに支えあう施策を推進します。

そのために、地域や日常生活における「物理的なバリアフリー化」とともに障害のある人やその家族に対する差別や偏見などをなくす「心のバリアフリー化」を進めます。

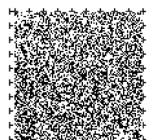
また、障害のある人の社会参加と自立を図るために、在宅サービスや保健・医療体制の充実、権利擁護の推進、及び障害のある人の教育の充実、雇用・就労対策を推進します。

【施策の基本的な方向性】

- ① 障害のある人の自立と社会参加をより一層推進し、「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するために、正しい理解と認識を促進し、講演会等のさまざまな行事や「広報紀の川」等を通じて啓発・広報活動を推進します。
- ② 地域や学校などにおいて、障害のある人とない人の交流機会の拡大に努め、相互理解が深まるような取り組みや教育・啓発活動を進めます。
- ③ 障害のある幼児・児童生徒の個性・能力が十分に発揮でき、将来、社会的・職業的に自立した生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズを的確に把握し、特別支援教育の更なる充実を図ります。
- ④ 障害のある人が自立し、自己選択によってさまざまな生き方を選んでいくことができる社会の実現に向けて、障害のある人が生活の場やサービスを選択できるようにするため、相談窓口や支援の充実を図ります。
- ⑤ 障害のある人の社会参加や自立、及び自己実現を図るため、障害のある人の雇用就労対策の推進を図ります。



- ⑥ 障害のある人が住み慣れた地域の中で、健康的で文化的な生活を送ることができるよう、生活空間全体でのバリアフリー化の促進、保健・医療・福祉サービス体制の充実、相談体制・情報提供体制の充実を図ります。
- ⑦ 障害のある人やその家族が、悩みの相談や情報交換、交流を図ることができるよう障害者関係団体などの活動支援を行います。
- ⑧ 障害のある人の権利擁護を推進するため、成年後見制度の普及や県の関係機関との連携強化を促します。
- ⑨ 災害時における避難所等について、福祉避難所となっている市指定避難所、協定を結んでいる民間福祉避難所は合わせて市内に 25 施設あり、そのうち 7 施設は障害特性に配慮した福祉避難所となっています。有事の際は関係各課と連携し、一次避難所からの要援護者の保護に努めます。



(8) 子どもの人権

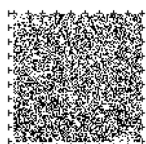
【現状と課題】

わが国では、昭和23年(1948年)に「児童福祉法」が施行され、昭和26年(1951年)に「児童憲章」を制定し、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する各種施策を進めてきました。

平成6年(1994年)「子どもの権利条約」の批准により、子どもを人権主体として尊重し、子どもも同じ独立した人格をもつ権利の主体としてとらえ、子どもの人権を保障しています。また、平成12年(2000年)に、多発する児童虐待から子どもを救済するための「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」を施行し、平成25年(2013年)には、人権侵害につながるおそれのある「いじめ問題」を防止するための「いじめ防止対策推進法」を施行するなど、子どもの人権擁護に努めています。

こうした中、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に平成15年(2003年)「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。また、平成27年(2015年)に、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すことを目的とした「子ども・子育て支援法」が施行され、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しています。

しかし、子どもを取り巻く環境は厳しく、学校におけるいじめの問題、児童虐待などの人権侵害や子どもの貧困問題など深刻な状況が続いています。本市の令和元年度の児童虐待相談は100件となり、年々増加傾向となっています。その背景として、少子化や核家族化の進行、ひとり親世帯の増加など家族形態の多様化、インターネットやスマートフォンの普及によるSNS等の利用者の増加など、子どもや子育て家庭の環境が大きく変化し、家庭や学校、地域における子育てに関する機能が低下していることがあげられます。



インターネットやスマートフォンの普及に伴い、SNSを通じた犯罪被害などが深刻化している状況を踏まえ、平成30年（2018年）には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が改正施行されました。

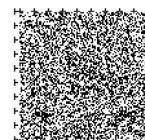
深刻化する児童虐待の問題に対しては、令和元年（2019年）に「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」等が改正されました。親がしつけに際して体罰を加えることは禁止され、体罰によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体に啓発していくための取り組みの一環とされています。

また、令和元年（2019年）には子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「**子どもの貧困対策の推進に関する法律**」が改正施行されました。

本市においても、平成18年（2006年）に「紀の川市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て家庭を地域全体で支援し、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つ環境整備を平成26年（2014年）まで、総合的・計画的に推進を図ってきました。平成27年（2015年）には、次世代育成支援行動計画を継承した「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年（2020年）には「第2期紀の川市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

本市の意識調査において、関心のある人権課題の設問で「子どもの人権」の回答は4割程度で3番目に多く、平成20年（2008年）の前々回調査、平成26年（2014年）の前回調査を上回っており、関心が高まってきていると考えられます。

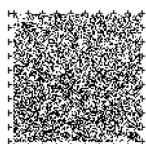
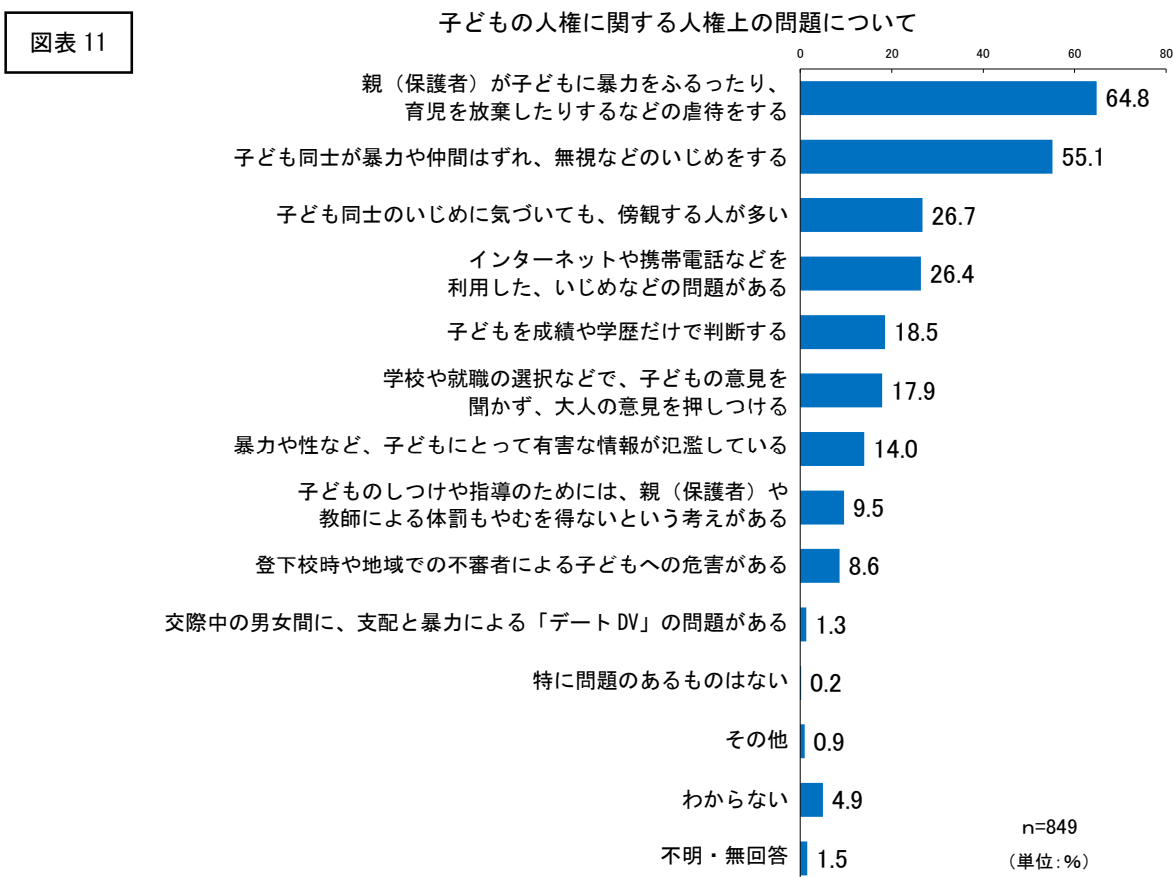
本市の意識調査で、子どもの人権に関する人権上の問題の設問で、上位3項目の回答をみると、「親（保護者）が子どもに暴力をふるったり、育児を放棄したりするなどの虐待をする」、「子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをする」、「子ども同士のいじめに気づいても傍観する人が多い」（図表11）となっています。「親（保護者）が子どもに暴力をふるったり、育児を放棄したりするなどの虐待をする」は6割以上で平成26年（2014年）の前回調査から8.9ポイント増加しています。



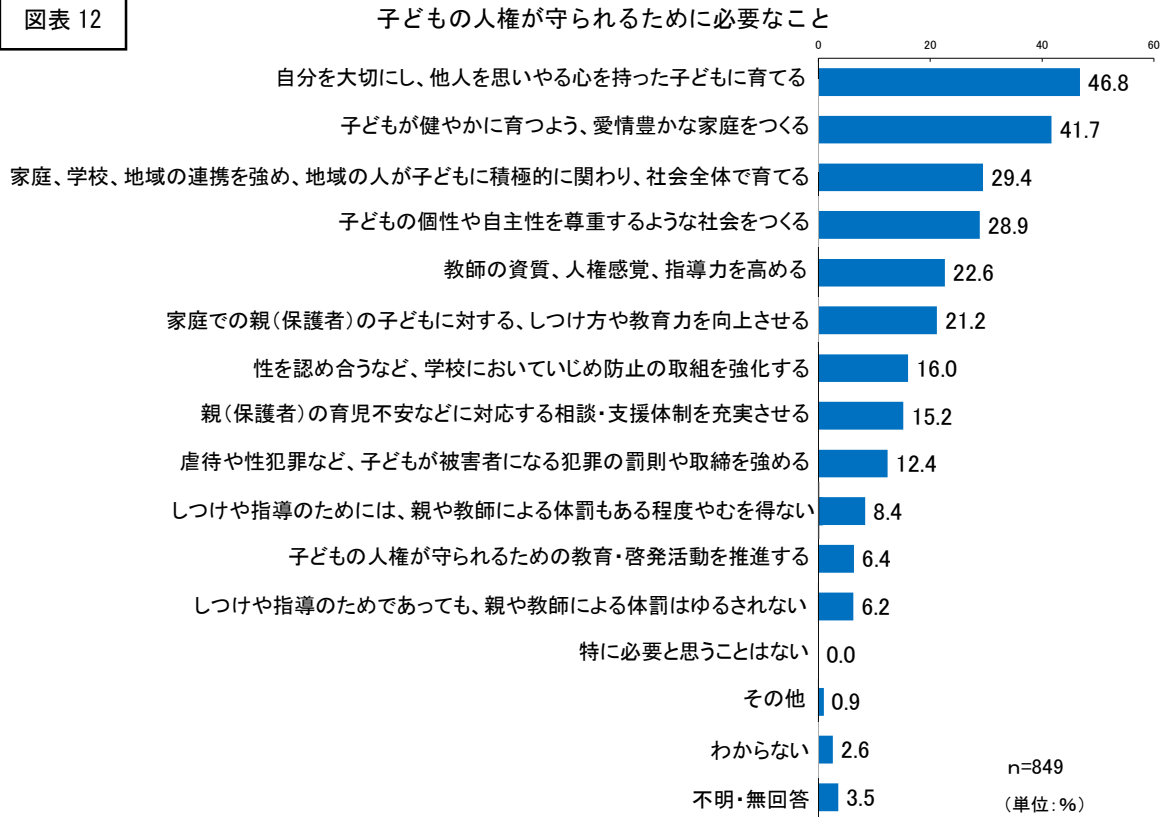
また、子どもの人権が守られるために必要なことの設問では、上位3項目の回答として「自分を大切にし、他人を思いやる心を持った子どもに育てる」、「子どもが健やかに育つよう、愛情豊かな家庭をつくる」、「家庭、学校、地域の連携を強め、地域の人子どもに積極的に関わり、社会全体で育てる」（図表12）となっています。

児童虐待やいじめへの問題意識が強く、子ども自身の教育や家庭環境の充実、社会全体での子育てへの積極的な支援が求められていることから、家庭・学校・地域社会における協力体制を充実し、相互に連携しながら社会全体での子育て力を高め、子どもの人権を守っていく必要があります。なお、児童虐待については、貧困やDVなどとの関連もみられることから、関連する分野と連携し、包括的な体制で取り組みを進めることが重要となります。

また、保護者や教育関係者等への取り組みを通して、児童虐待の早期発見・早期解決に取り組む必要があります。



図表 12

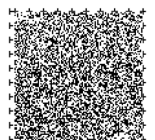


【基本方針】

「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援」を実現していくため、市民や地域、関係団体、事業所、関係機関等と行政が連携しながら、子育てを通じて、家庭・地域がともに成長し、子どもの夢や未来を応援する施策を推進します。

子どもや子育て家庭への見守り支援を充実し、子育てしやすい環境を形成することで人権侵害の防止を図るとともに、支援が必要な問題が生じた場合には、速やかな発見、連絡体制づくりと救済できる体制づくりを行い、継続した見守り体制の充実を図ります。

いじめ問題への取り組みとして、家庭・学校・地域及び関係機関と連携し、いじめから子どもたちを守る体制づくりの充実を図るとともに、早期発見、相談できる体制の充実や学校におけるいじめをなくす取り組みを、地域ぐるみで支援する体制の強化を図ります。



【施策の基本的な方向性】

① 子育てしやすい環境づくりの推進

ア 乳幼児期は、人間形成において信頼や愛情などを培っていくうえで、大切な時期となります。そのため、保護者・家族・地域が一体となって地域ぐるみで子育てを行う意識づくり、体制づくりを進め、世代を超えたふれあいや体験学習・活動を推進します。

イ 子育て世代が集う場や地域における居場所づくり、学童保育の充実など、地域全体の子育てネットワークの形成を推進します。

ウ 生活困窮家庭に対しては、各種費用の一部助成などの経済的な支援を行い、関係各課で情報を共有し、連携しながら支援します。

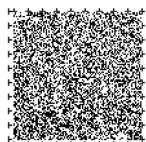
② 児童虐待の防止と救済・支援の促進

ア 児童虐待は、重大な人権侵害であり、そのようなことがおこらないよう、周産期の段階から母子保健の一貫として支援の充実を図るとともに、育児期においても孤立させないような見守り体制の充実を図ります。

イ 虐待を未然に防止するために、子育て家庭への育児負担の軽減や地域内交流を進めます。

ウ 児童虐待の問題が発生した場合には、庁内関係各課と連携し、より一層速やかに救済できる体制づくりに取り組みます。また、保護者へのカウンセリングができる児童相談所や子ども相談センターなどの専門機関との連携や要保護児童支援ネットワーク会議の充実を図ります。

エ 学校における、児童虐待の予防・早期発見・虐待を受けた子どもへの対応について、教職員の研修の充実を図ります。また、家庭や地域、専門機関とのネットワークづくりを強化します。



③ 学校でのいじめの防止や不登校についての相談体制の充実

ア 学校等におけるいじめや**不登校**について、早期発見に努め、各小・中学校に**スクールカウンセラー**や**スクールソーシャルワーカー**、教育相談員、不登校児童生徒支援員、訪問支援員を配置し、児童生徒及びその保護者の相談や支援を行い、問題の早期解決を図ります。

イ いじめ等の対策については、教育相談員等における専門知識を有する人材の適切な配置、関係専門機関等との十分な連携・協力のもと、いじめ防止と不登校等についての相談体制の充実を図ります。

ウ SNSなどを通じたいじめ等を防ぐため、学校での教育や広報等を通じてSNSの危険性や適切な使用についての啓発活動を行います。



(9) 高齢者の人権

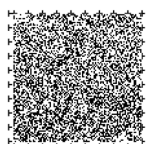
【現状と課題】

平成12年(2000年)に「**介護保険制度**」が始まり、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、老後の安心を支える仕組みとして定着してきました。

わが国では、少子化や平均寿命の大幅な伸びを背景にして、急速に高齢化が進み、令和2年(2020年)1月1日現在の高齢化率の全国平均は27.9%、本市においては32.2%と4人に1人以上が高齢者である「**超高齢社会**」となっています。

本市では、老人保健法、老人福祉法及び介護保険法の法定計画として、平成18年(2006年)に「第3期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」を策定し、その後、令和3年(2021年)に「第8期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」を策定し、この計画に基づいて、高齢者が自立し、生きがいをもって生活していくことができるよう、医療、保健、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「**地域包括ケアシステム**」の構築・推進を目指した取り組みを推進していきます。

しかし、核家族化が進み、高齢者の単独世帯が増加し、地域社会とのつながりも希薄になってきています。また、認知症や身体機能の低下による要介護高齢者の増加に伴い、高齢者への偏見や差別意識が高まるとともに、高齢者の身体的・経済的な虐待や低所得による貧困、高齢者をねらった詐欺事件などが大きな社会問題となっており、経済的な自立と生きがいをもって年を重ねることが難しくなっています。

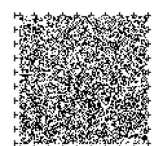
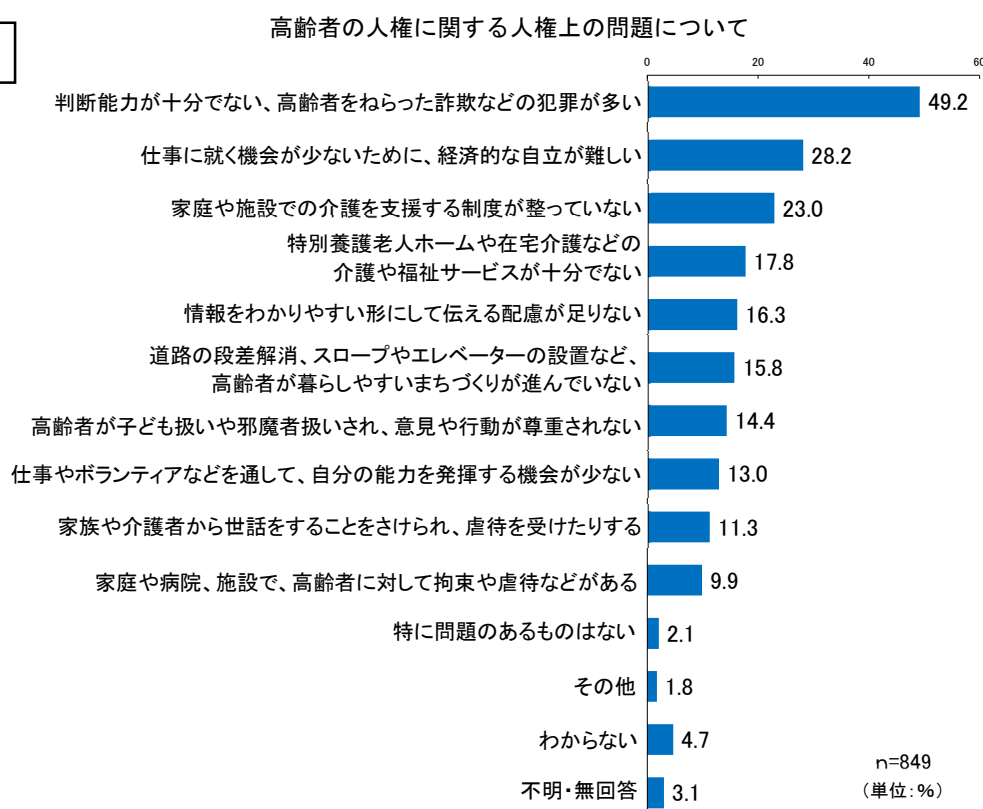


本市の意識調査で、高齢者の人権に関する人権上の問題の設問で、上位3項目の回答をみると、「判断能力が十分でない、高齢者をねらった詐欺などの犯罪が多い」、「仕事に就く機会が少ないために、経済的な自立が難しい」、「家庭や施設での介護を支援する制度が整っていない」（図表13）となり、高齢者の人権が守られるために必要なことの設問では、上位3項目の回答として「年金や住宅、保健、医療、福祉サービスを充実し、安心して生活できるまちづくりを推進する」、「高齢者をねらった犯罪の防止など、高齢者の生活や権利を守る制度を充実させる」、「高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、生涯学習や**ボランティア**活動、就業の機会を増やす」（図表14）となっています。

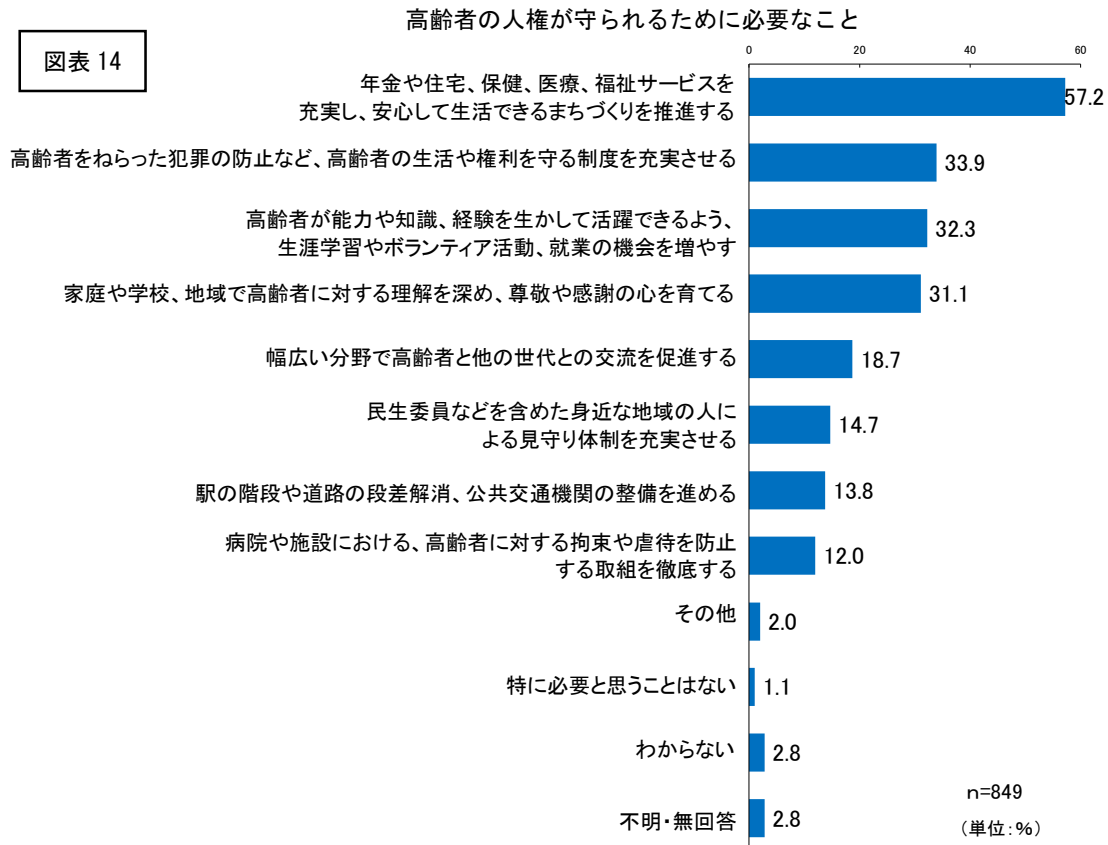
このように、高齢者が退職や子どもの独立、配偶者との死別などでみられる環境の変化や高齢に伴う身体の衰えや認知症等の発病などにより、社会から疎遠になる確立が高くなり、介護サービスや地域の人々との交流がより必要となっています。また、詐欺被害の防止や経済的な自立、日常生活サービスや生きがいづくりが、より求められています。

高齢者が生きがいをもって、これまで培ってきた知識や経験を地域で活かし、社会参加できる環境整備を図るとともに、高齢者が敬われ、人権が尊重される社会づくりが課題となっています。

図表 13



図表 14



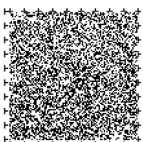
【基本方針】

「紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」の基本理念である「地域で支えあい、理解しあいながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を実現していくため、地域包括ケアシステムの構築・推進に向けて取り組みます。

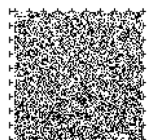
そのためにも、高齢者一人ひとりが、生涯にわたって、住み慣れた地域で自分にあった暮らしの中、心豊かに生きがいをもって地域や周りの人との関わりをもちながら、安心して暮らし続けられる生活が送れるよう支援や取り組みを推進します。

【施策の基本的な方向性】

- ① 超高齢社会を迎え、高齢者も地域社会の一員として役割を担うことが、すべての世代がいきいきと暮らしていける社会を築く基盤となることから、心身の衰えなどによる差別や偏見をなくし、ともに生きる社会の形成に向けた人権啓発を推進します。
- ② 身体機能の低下や認知症などの高齢者が抱えるさまざまな問題を、地域の人々が認識するための啓発活動に取り組むとともに、高齢者が住み慣れた地域で、より長く暮らしていけるように、地域で支えあう環境づくりを進めます。



- ③ 高齢者の単独世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準じる世帯に対し、見守り、安否確認を実施し、高齢者の孤独感の解消、及び安心感の提供並びに孤独死の防止を図ります。(高齢者見守り事業)
- ④ 高齢者が孤独を感じることなく、交流を促進し、生きる楽しみをつくっていくために、学習からものづくりまで多様性をもった生涯学習の機会を創出します。
- ⑤ 高齢者がもつ豊かな知識や経験を活かし、**シルバー人材センター**の周知・普及に努めるとともに、生涯現役との視点から就労の機会を創出し、**コミュニティビジネス**やボランティア活動、世代間交流など、地域に根ざした自主的な活動を支援し、いつまでも生きがいを感じられる地域社会づくりを進めます。
- ⑥ 子どもの成長段階において、幅広い世代との交流が豊かな人格の形成につながることから、人生経験豊かな高齢者と子どもたちが世代間交流を進める機会を、学校や地域社会において創出していくことで、高齢者を敬愛し、人権が尊重される社会教育を推進します。
- ⑦ 高齢者を狙った犯罪や虐待被害にあった高齢者、認知症の高齢者などの権利擁護のために、相談支援の充実や高齢者虐待防止ネットワークの活用、成年後見制度の普及に努めます。また、支援にあたっては地域包括支援センターや保健所などの関係機関との連携強化に努めます。
- ⑧ 災害時における避難において支援が必要な人（要援護者）の安全を確保するため、申請により「災害時要援護者台帳」に登録し、必要な情報を関係機関と共有し、災害時に迅速かつ、適切に対応できるように進めます。(災害時要援護者対策事業)



(10) 外国人の人権

【現状と課題】

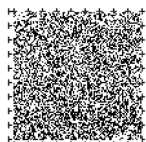
わが国に入国する外国人は年々増加し、令和元年（2019年）の入国者数（再入国者を含む。）は約3,119万人で前年に比べ約3.6%増加し、過去最高となりました。

憲法では、日本国民を対象としているものを除き、わが国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享受を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいます。また、平成7年（1995年）に批准した「人種差別撤廃条約」では、人種的相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであることを明記しています。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから外国人をめぐるさまざまな人権問題が起きています。

平成28年（2016年）には、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動の解消をめざし、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。

県では、平成10年（1998年）に「和歌山県国際交流センター」を設置し、また、平成15年（2003年）に「和歌山県国際化推進指針」を策定し、国際化社会に対応した施策を推進するとともに、外国人に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発に取り組んでいます。

本市の意識調査において、関心のある人権課題の設問で「外国人の人権」の回答は1割以下となっていますが、平成20年（2008年）の前々回調査、平成26年（2014年）の前回調査を上回っており、関心が高まってきていると考えられます。



本市では、外国人が少ない状況ですが、外国人に対する人権問題が発生する可能性もあることから、同じ地域に暮らす住民であるとの視点から、偏見や差別意識を解消し、外国人のもつ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重される共生社会を構築していく必要があります。

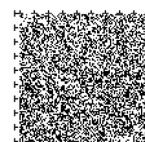
【基本方針】

国籍や民族に関わらず、外国人も地域に暮らす市民のひとりとして、偏見や差別のない地域社会を築いていくためには、一人ひとりが、外国人のもつ文化や宗教、生活習慣などの違いを理解し、これを尊重することが大切です。

そのためには、市民に諸外国の歴史や文化、生活習慣などについての紹介や外国人とふれあう機会を積極的に提供することなどを通して、在住する外国人がいきいきと暮らすことができる共生社会づくりを目指します。

【施策の基本的な方向性】

- ① 文化や慣習、価値観の違いなどから生じる外国人に対する偏見や差別をなくすために、教育・学習や地域交流などさまざまな機会を創出し、相互理解を深め、人権意識の啓発に努めます。



(11) ハンセン病回復者、難病などの患者の人権

【現状と課題】

現在、わが国では、さまざまな**感染症**や**難病**等の病気を抱え暮らしている方がおり、医学的にみて不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者や家族に対するさまざまな人権問題が生じています。

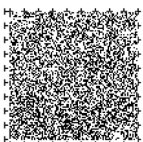
令和元年（2019年）6月には、「熊本ハンセン病家族訴訟」に対し、熊本地裁で国の賠償責任を認めた判決が下され、これを契機として同年11月には「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」等が施行されました。

H I V感染者については、近年横ばいの傾向にあり、性行為等を通じて感染するものが大部分を占め、感染者の低年齢化が進行していることから、正しい知識や予防法を知ることが重要になってきています。

感染者とその家族が偏見や不当な差別を受けることなく、それぞれの人権が尊重され、安心して社会生活に参加できる環境を整備するためには、**ハンセン病**や**エイズ**を含む**H I V**感染症、難病等について、疾患の正しい知識や理解の普及・啓発を行うとともに、相談窓口の周知をはかる必要があります。

また、令和2年（2020年）に新型コロナウイルス感染症が世界中で大流行し、日本国内においても多くの感染者が報告されています。

新型ウイルスの感染拡大等の不測の事態においても、感染者やその家族及び医療関係者等に対する差別や偏見、いじめ等を防ぐことができるよう、正しい情報の普及を図るとともに、感染者や家族への支援体制の整備に努める必要があります。



【基本方針】

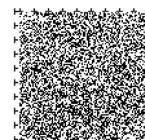
ハンセン病やH I V感染症、難病等については、発生の予防と患者や家族の人権尊重を基本とし、一人ひとりが安心して社会生活に参加できる環境整備のほか、適切な治療が受けられるように支援します。

このような観点から、ハンセン病やH I V感染症、難病等に対する偏見や差別をなくす正しい知識の普及・啓発を図るとともに、関係機関と密接な連携を図り、適正な治療の確保と家族への人権相談などの支援体制の整備に努めます。

また、新型コロナウイルスの流行に対しては、感染者やその家族及び医療関係者等に対する差別等を防ぐため、正しい情報の発信や相談支援体制の整備に努めます。

【施策の基本的な方向性】

- ① ハンセン病やH I V感染症、難病等に対する誤った知識による偏見や差別をなくすために、正しい知識の普及や理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ② 学校教育や生涯学習においては、エイズ教育や学習を通じて、正しい知識を身につけることにより、感染予防を促すとともに、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別をなくすよう、人権教育・学習を推進します。
- ③ ハンセン病やH I V感染症、難病等の病気を抱えている方が、地域社会の中で安心して生活、治療、療養ができるよう、保健所等の関係機関と連携し、相談・支援体制の整備に努めます。
- ④ 新型インフルエンザや新型コロナウイルスの流行などの不測の事態の際には、感染症に関する正しい情報をさまざまな媒体で発信し、感染者やその家族及び医療関係者等に対する差別をなくすよう啓発を図ります。また、感染症によって中傷や差別を受けた方に対する相談支援に努めます。



(12) 犯罪被害者とその家族の人権

【現状と課題】

犯罪被害者の人権にかかる問題については、犯罪の被害者やその家族が、犯罪による直接的な被害のほか、捜査や裁判の過程において、マスコミ等による取材、報道において二次的な被害を受けるという実態もあります。

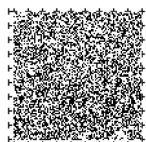
犯罪被害者とその家族が抱える問題の中でも、精神的被害は深刻です。被害体験の後には、そのショックにより今までの人生とは一転し、**トラウマ（心的外傷）**や**PTSD（心的外傷後ストレス障害）**などの精神的・身体的症状が残ることもあります。

平成12年（2000年）に施行された「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）により、被害者の権利保障が認められ、被害者やその家族が裁判に主体的にかかわる道が開かれました。

また、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成17年（2005年）に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。平成28年（2016年）には「**再犯の防止等の推進に関する法律**」が施行され、それに基づき平成29年（2017年）には再犯防止推進計画が閣議決定されました。

県では、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利擁護が図られる社会の実現に寄与することを目的として、平成31年（2019年）4月に「和歌山県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

このような状況を踏まえ、本市においても、犯罪被害者とその家族の立場を理解するとともに、制度の周知を図ります。

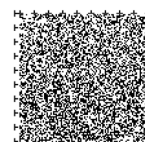


【基本方針】

犯罪被害者とその家族の人権擁護に資する啓発活動を推進するとともに、それらを支援するNPO等民間団体の活動支援に努めます。

【施策の基本的な方向性】

- ① 犯罪被害者とその家族が受けている直接的・間接的被害に対する現状や支援の必要性について市民の認識を深める啓発に努めます。
- ② 犯罪被害者とその家族に関わる市職員などの研修を行い、高い人権意識による適切な対応を促します。
- ③ マスコミの過剰な取材・報道による犯罪被害者とその家族への二次被害を防止するため、マスコミに対し、取材・報道について自主規制を行うよう理解を求めます。
- ④ 犯罪被害者とその家族の相談窓口の充実を図るとともに、県と連携し適切な対応に努めます。また、犯罪により深刻な精神的被害を受けたことに対し、医師や臨床心理士等によるカウンセリングが適切に受けられるような支援体制を整えます。
- ⑤ 故意の犯罪行為により不慮の死亡、重症病、障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や加害者側からの損害賠償が得られない犯罪被害者とその家族に対して「犯罪被害者給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づき、犯罪被害給付制度の周知を行い、県と連携を図ります。



(13) LGBTや性同一性障害のある人などの人権

【現状と課題】

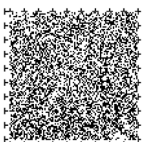
性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいいます。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについて、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティをもっているかを示す概念であり、「こころの性」と呼ばれることもあります。

性自認（こころの性）と生物学的な性（からだの性）が一致しない性同一性障害者は、自分自身に対して強い違和感をもつと同時に、社会の無理解や偏見等により強い精神的な負担を受けています。就職をはじめ日常生活の中で、自認する性での社会参加が難しいだけでなく、偏見により嫌がらせを受けるなど、さまざまな問題が生じています。

性別適合手術を受けた人については、戸籍上の性別と外観が一致せず、本人確認等で問題が生じているため、平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められるようになりました。平成20年（2008年）には同法が改正施行され性別の変更要件が緩和されました。

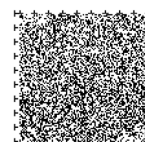
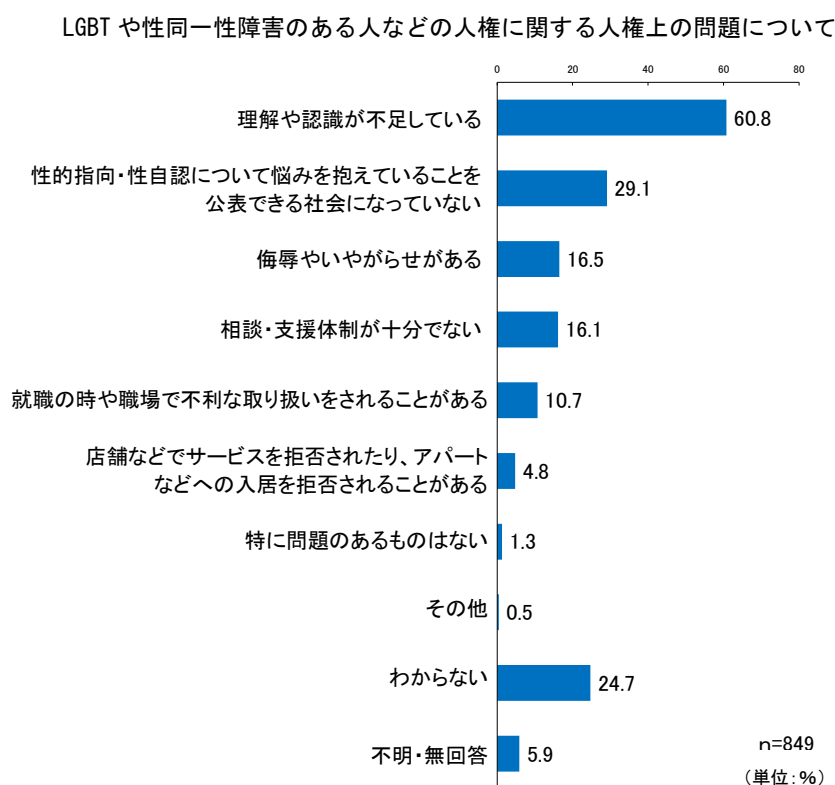


性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとった **SOGI** は、すべての人が持っている属性であり、SOGI が人と異なるのではないかという憶測や推測によってハラスメントが起きることもあります。性の問題を特定の人々のみ配慮が必要な課題としてとらえるのではなく、すべての人がどんな性的指向や性自認であっても社会的偏見や差別をされることのない社会を目指す必要があります。

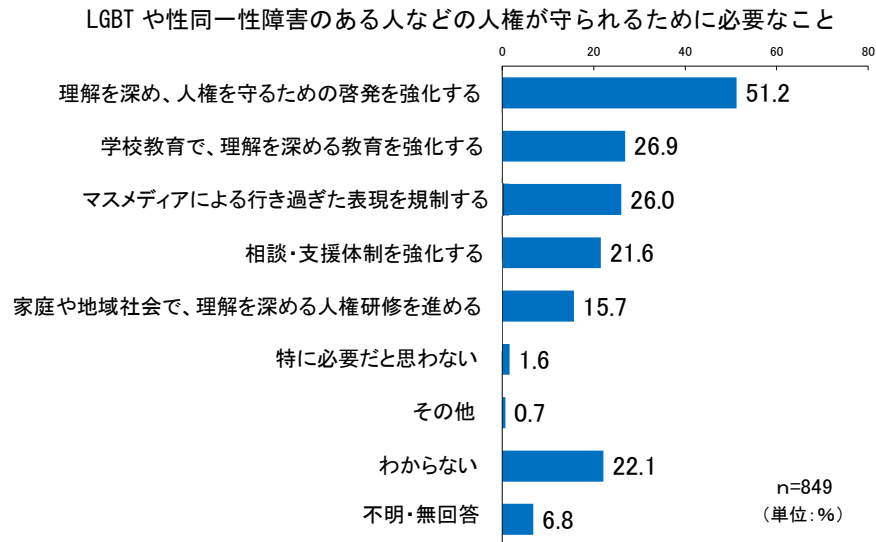
本市の意識調査で、**LGBT** や性同一性障害のある人などに関する人権上の問題の設問で、上位 3 項目の回答をみると、「理解や認識が不足している」、「性的指向・性自認について悩みを抱えていることを公表できる社会になっていない」、「わからない」(図表 15) となり、LGBT や性同一性障害のある人などの人権が守られるために必要なことの設問では、上位 3 項目の回答として「理解を深め、人権を守るための啓発を強化する」「学校教育で、理解を深める教育を強化する」「マスメディアによる行き過ぎた表現を規制する」(図表 16) となっています。

本市においても、生活におけるさまざまな面で多様な性のあり方を受け入れる社会に向けて取り組む必要があります。そのために、県や関係機関と連携し、どのような SOGI であっても平等に人権が尊重され、偏見や差別を受けないよう、正しい知識を深める啓発活動や相談に努めます。

図表 15



図表 16

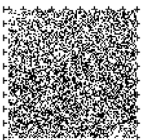


【基本方針】

多様な性のあり方について正しい知識や理解を深め、誰もが自分らしく生きていくことができる社会の実現を目指して取り組みます。

【施策の基本的な方向性】

- ① 子どもたちが多様な性のあり方について正しい知識を持ち、理解を深め合うことができるよう、リーフレット等を使い各校で教職員に向けた研修を行います。また、自分の性のあり方について悩む子どもたちが生きづらさを感じないよう、性のあり方は人それぞれで多様であり、すべての人に自分らしさがあることを伝えられる教育を目指します。
- ② 紀の川市内の企業に対しては、LGBTに関するテーマも含め、人権全般に関するリーフレット等を配布し、啓発を行います。
- ③ LGBTや性同一性障害のある人等、性について悩みをもつ人に対する相談支援の充実を図り、関係機関・団体の紹介や情報の提供を行います。



(14) さまざまな人権

これまでに述べた 13 分野の人権問題のほかにも、多くの人権問題が存在しています。現状と課題及び基本方針についてまとめました。

ア) 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人に対しては、社会の中に根強い偏見があり、住宅の確保や就職など基本的な生活基盤を築くことさえ難しく、社会復帰を目指す人たちにとって極めて厳しい状況にあります。また、刑を終えて出所した人の家族も差別や偏見を受けることがあります。

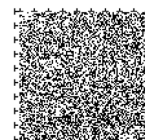
刑を終えて出所した人が、真摯に更生し、地域社会の一員として生活を営むために、更生保護活動を行う団体等に対する支援に努めるとともに、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を推進します。

イ) 自死遺族の人の人権

令和元年版自殺対策白書（厚生労働省）によると、わが国における自殺者数は、平成 10 年（1998 年）から 14 年連続で年間 3 万人を超えていましたが、平成 24 年（2012 年）から 3 万人を下回り、それ以降は減少を続けています。しかしながら自殺者数は依然として年間 2 万人を超えており、特に若年層の自殺は深刻な問題となっています。

平成 18 年（2006 年）に「**自殺対策基本法**」が施行され、その中には自殺対策を総合的に推進することとあわせて、自殺者の親族等に対する支援の充実を図るよう明記されています。施行から 10 年目の平成 28 年（2016 年）には自殺対策を更に強化するため自殺対策基本法が改正されました。また、平成 29 年（2017 年）には「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺総合対策大綱が改正されました。

愛する家族を自殺（自死）でなくしたときの遺族など身近な人は、突然の悲観に加え、自責と悔恨の思いで苦悩します。また、社会からの誤解や偏見、不利益を受けてしまう現状があることから、家族がなくなった理由を公にしない遺族も少なくありません。



県では平成30年（2018年）に「和歌山県自殺対策計画」が策定され、和歌山県自殺対策推進センターが核となり、医療、福祉、教育、産業等の関係分野の各団体と相互に連携し、総合的な相談支援体制の確立及び啓発、さらには自死遺族のケアなど総合的な対策を進めています。

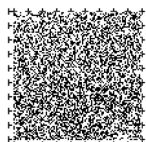
本市においては、令和2年度に、令和6年度までを計画期間とした「紀の川市いのち支える自殺対策計画」を策定し、県と連携しながら全庁的に自殺対策を推進していきます。

ウ) その他の人権課題

その他にも、アイヌの人々の人権、北朝鮮に拉致された人々やその家族に関する人権、中国からの帰国者に対する人権、ホームレスの人権、ひとり親世帯への偏見や差別、**婚外子（非嫡出子）**やその母親、児童福祉施設等出身者に対する偏見や差別、社会的**ひきこもり**の問題などさまざまな人権問題があります。

このような、さまざまな人権問題に対して、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。

また、今後、新たに生じる人権問題についても、それぞれの状況に応じ、適切な対応と取り組みを行います。



第5章 施策の総合的な推進

1 推進体制づくり

(1) 庁内推進組織

人権教育・啓発を推進するためには、各部署が責任をもって、主体的に取り組んでいくことが求められます。一方、各部署の個別対応では、課題の解決が図れない事態も多く発生することから、関連各部署が連携して取り組んでいく必要があります。

「紀の川市人権問題処理委員会」においても、人権侵害における速やかな解決に向けた体制の充実を図ります。

また、本市の人権教育・啓発を進めていく上で、中長期的な目標を設定し、進捗状況を把握し、各部署の総合調整を図りながら推進するため、「紀の川市庁内人権推進検討委員会」において、総合的な調整や連携した取り組みの推進を図るとともに、人権施策推進課を通じて、施策の進行管理を行います。

(2) 分野別の組織体制

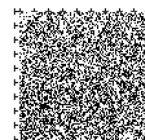
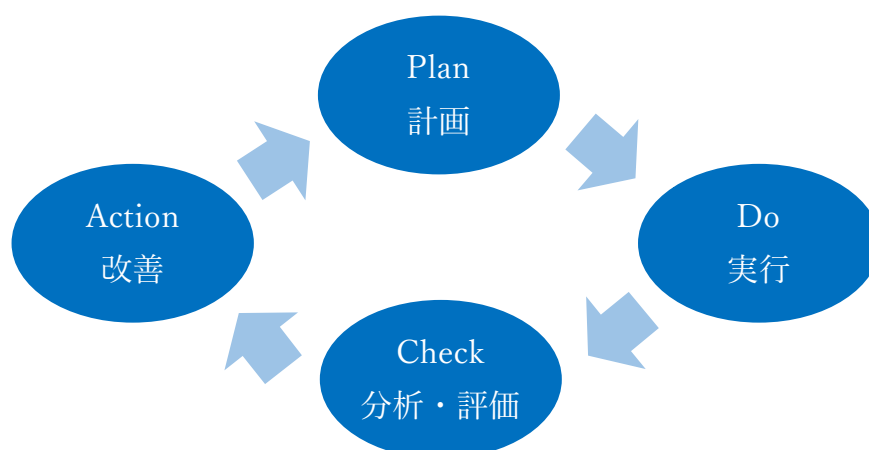
庁内において、分野別に担当する部署を定め、計画の進捗管理を行います。

(3) 人権施策推進課の役割

人権施策推進課は、人権啓発の施策に関する総合調整機関の機能を担うとともに、人権に関する取り組みの推進役としての役割を果たしていきます。

また、本計画の進捗状況を把握し、「紀の川市人権施策推進懇話会」に報告を行い、PDCAサイクルにより計画を適切に推進します。

※PDCAサイクルとは、計画（P）を実行（D）し、定期的に分析・評価（C）を行い、改善（A）を検討し、計画の見直しを行っていくことです。



2 社会全体での取り組み体制づくり

人権侵害のない社会づくりを目指し、あらゆる世代に対して、あらゆる機会を通して人権教育・啓発の取り組みを進めます。

(1) 人権施策を推進する地域ネットワークの形成

人権問題は、地域社会全体の課題であり、行政だけの施策で解決することは困難であり、地域社会と行政が協働して取り組むことが解決への近道であるといえます。

和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会にも参画し、法務局や県、他市町村、関係機関と協力し、情報の共有等、人権施策を効果的に推進して人権意識の高揚を図っています。

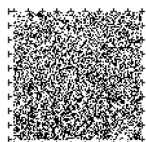
本市では、人権行政を市民の視点で進めていくよう、市民代表や学識経験者などで構成された「紀の川市人権委員会」を組織しています。

また、「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「紀の川市人権施策推進懇話会」を設置し、人権に関し見識を有する学識経験者及び各種団体の代表などにより、人権に関する施策や計画の推進、施策の評価などに対して審議や提言を行い、市民の意向を反映し、現実に即した施策を展開しています。

紀の川市人権委員会の他に、人権擁護委員会、民生委員・児童委員連絡協議会、保護司会などさまざまな市民団体や地域組織があり、人権教育・啓発に取り組んでいます。

また、NPOやボランティア団体の活動が福祉をはじめ、さまざまな分野に及び、今後、人権問題への取り組みにも拡大していくことが考えられます。

これからも人権問題を担うさまざまな主体が、お互いの自主性を尊重しながら、連携し、有機的な結びつきを深め、地域のネットワーク形成を強化します。



(2) 人権擁護のためのセーフティネットの構築

本市では、人権教育・啓発を通じて、人権意識を高め広げながら、偏見や差別の解消により、すべての人が生まれながらにもっている権利が守られる地域社会の形成に取り組んでいます。しかし、人権侵害は今なお存在していることから、現実社会への対応として、人権侵害を受けた人に対する相談、加害者に対する人権侵害の防止、あるいは被害者を援助する人権救済の擁護的な措置が求められています。

人権侵害を救済する最終的な解決手段として、裁判制度があります。しかし、差別や虐待を受ける被害者等の弱い立場にある人が、この制度を利用するには困難な場合が多く、手続きに時間や費用を要することから、庁内の相談窓口から関連各部署まで一体となった迅速な連絡・対応体制と、さらに、国・県など関係機関との連携体制の強化・充実を図ることで、実際の人権侵害の事象に対して速やかに権利を回復する人権擁護のための**セーフティネット**の構築を推進します。

3 人権行政の推進管理方針

(1) 情報収集と提供

各種相談窓口やホームページの「市政ポスト」からの人権に関するお問い合わせなど、庁内各課と連携し人権に関する問題の情報の収集に努めます。その他、人権に関する市民意識調査を必要に応じて行い、人権教育・啓発の施策に反映していきます。

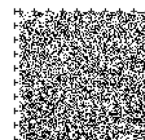
また、県とも連携し、人権に関する情報の収集と提供を行います。

(2) 具体的なアクションプログラムの策定

基本方針に基づいた人権施策を推進していくために、施策の具体的な実施を示したアクションプログラムの策定を検討します。

(3) 基本方針の見直しについて

この基本方針は、社会情勢や価値観の変化などによる新たな課題に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。



用語の解説

【あ行】

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 【P 2】

締結国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有（生まれながらに持っていること）を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策を、すべての適当な方法により遅滞なくとること等を内容とした条約です。わが国は平成7年（1995年）に批准しました。

いじめ 【P 1】

平成25年（2013年）の「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

インターネット 【P 1】

通信回線を介して、世界各地の個人や組織のコンピューターがつながることをいいます。不特定多数の人と情報の送受信が可能になります。

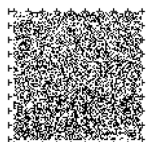
エイズ (AIDS) 【P58】

ヒト免疫不全ウイルス（H I V）感染によって免疫不全の状態となり、指定された指標疾患を発症した状態のことです。正確には「後天性免疫不全症候群」といいます。

H I V 【P58】

ヒト免疫不全ウイルス。

H I V感染者とは、H I Vの感染が抗体検査により確認されているが、エイズ特有の症状が出ていない状態の人を指します。



SNS（ソーシャルネットワーキングサービス） 【P1】

Social Networking Serviceの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場、趣味や嗜好、居住地、出身校、「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するものです。

これらの機能はインターネットに接続できるさまざまな機器で使うことができ、最近では会社や組織の広報としての利用も増えてきています。

えせ同和行為 【P32】

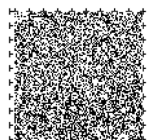
同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖を付けて高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な要求を行う行為をいいます。

えせ同和行為は、国民に同和問題に関する誤った意識を植えつけるという悪影響を生じさせるなど、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。

NPO 【P20】

Non Profit Organizationの略。「民間非営利組織」という意味で、営利を目的としない民間団体の総称とされます。利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、NPOは社会的な使命を達成することを目的にした組織であるといえます。

平成10年（1998年）には、「任意団体」に「法人格」を与え、NPOの活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されています。



LGBT [P63]

レズビアン (Lesbian)、ゲイ (Gay)、バイセクシャル (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender) の頭文字をとって組み合わせた言葉です。

レズビアンは女性の同性愛者、ゲイは男性の同性愛者、バイセクシャルは両性愛者、トランスジェンダーは身体の性と心の性が一致しないことで違和感をもつ人をいいます。

また、性的指向や性自認が明確に定まっていないクエスチョニング (Questioning) やセクシュアルマイノリティ全てを包括する言葉であるクィア (Queer) を含めた「LGBTQ」、LGBT以外の性的指向や性自認を含めた「LGBT+」などと表現されることもあります。

【か行】

介護保険制度 [P52]

40歳以上の被保険者の要介護状態または要介護状態となるおそれのある状態に関し、必要な介護サービスの保険給付を行う制度。40歳以上の国民の保険料と国、県、市町村の公費を財源として、市町村等が保険者となって行われる社会保険制度です。

学習障害 (LD/Learning Disabilities・Learning Disorder) [P40]

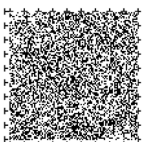
読み書き能力や計算力などの算数機能に関する、特異的な発達障害のひとつ。

教育的な立場でのLD (Learning Disabilities) と医学的な立場でのLD (Learning Disorders) の2つの考え方があり、教育の立場では全般的な知的発達に遅れはないものの聞いたり話したり、推論したりする力など学習面での広い能力の障害を指し、医学的LDは「読み書きの特異的な障害」「計算能力など算数技能の獲得における特異的な発達障害」を指すことが多いようです。

また、近年は「限局性学習障害 (Specific Learning Disorder : SLD)」と称されています。

家族経営協定 [P39]

家族経営が中心のわが国の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、経営において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できるように、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを、文書にして取り決めています。



感染症　〔P58〕

病原体の侵入増殖によって人体機能が侵害される病気をいいます。

紀の川市人権委員会　〔P 8〕

人権問題の本質を正しく理解し、様々な人権問題の解決を図ることにより、全ての人々に保障されている基本的人権が尊重され、差別のない真の民主的な社会の実現に寄与することを目的として、市長が委嘱する委員によって組織される委員会のことです。

紀の川市人権問題処理委員会　〔P 8〕

人権問題の正しい理解と様々な人権侵害に係る問題のうち、私人の間における誹謗、中傷、忌避、排除及び身体的攻撃等の事件が生じたとき、その問題の解決を図るとともに明るい民主的なまちづくりを推進するために設置する委員会のことです。

紀の川市庁内人権推進検討委員会　〔P 8〕

人権問題の本質を正しく理解し、その認識に立って人権問題の抜本的解決を図るとともに明るい民主的なまちづくりを進めるため、庁内に設置される委員会のことです。

紀の川市人権推進事業を円滑に進めるため、調査、研究及び資料の収集、それぞれの関係課の各種団体等への人権の推進、啓発及び指導を行います。

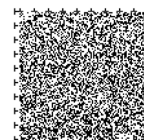
紀の川市広げようこころの輪手話言語条例　〔P 9〕

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語であると位置づけられたことを踏まえ、紀の川市においても、手話を言語として認識し、手話への理解の輪を広げ、全ての市民が心豊かに生活することのできる地域社会の実現を目指し、制定された条例です。

公益財団法人和歌山県人権啓発センター　〔P 20〕

平成10年（1998年）8月に策定された「『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画」において、人権啓発の拠点としての人権啓発センターが位置づけられ、これに基づいて、平成14年（2002年）4月に設置されたものです。

また、平成25年（2013年）4月には公益財団法人化され、各種啓発事業や研修事業、人権相談業務など、県民の人権意識の高揚を図るための事業を総合的に行っています。



広報紀の川 【P9】

市政に関する必要な事項を市民に周知し、市民の理解と協力を深めるために発行する紀の川市の広報紙のことで、臨時の場合を除き、毎月1回、市内の全世帯に配布されます。

国際人権規約 【P2】

世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。社会権規約と自由権規約は、昭和41年（1966年）の第21回国連総会において採択されました。昭和51年（1976年）に発効され、日本は昭和54年（1979年）に批准しました。なお、社会権規約を国際人権A規約、自由権規約を国際人権B規約と呼ぶこともあります。

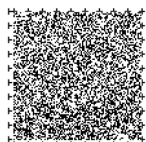
子どもの貧困対策の推進に関する法律 【P47】

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成25年（2013年）に成立し、翌年に施行されました。令和元年（2019年）に改正され、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することなど、法律の目的・基本理念が充実されたほか、教育の支援については、教育の機会均等が図られるべきという趣旨が明確化されました。

コミュニティビジネス 【P55】

市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、また、コミュニティの再生を通じてその活動の利益を地域に還元するという事業の総称です。

コミュニティビジネスは法人、資格を示すのではなく、「地域性・社会性＋事業性・自立性」を伴った地域事業体のことを指します。



雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法） 【P 4】

働く女性が性別により差別されることなく、充実した職業生活を営むことができるようにするためには、募集・採用という職業生活の入口において男女の均等な機会が確保されることが大変重要であることから、事業主は労働者の募集及び採用について、女性に対して男性と均等な機会を与えなければならないこととされています。

婚外子（非嫡出子） 【P66】

法的には非嫡出子といい、法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子どもをいいます。

法律婚から生まれた子どもは「嫡出子」といいます。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止しています。

【さ行】

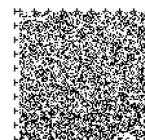
再犯の防止等の推進に関する法律 【P 60】

犯罪を犯した者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が、犯罪対策において重要であることを踏まえ、再犯の防止等に関する施策に関する基本理念、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定め、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、平成28年（2016年）に施行されました。

自殺対策基本法 【P 65】

平成10年（1998年）以降、自殺者数が毎年3万人を超える深刻な状況が続いていたことを受け、平成18年（2006年）に制定されました。平成28年（2016年）には、都道府県、市町村に自殺対策計画を義務づけるなどの内容を盛り込んだ改正が行われました。

また、政府が推進すべき自殺対策の指針として、自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ、平成29年（2017年）に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。



持続可能な開発目標（SDGs） [P3]

平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことで、17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

児童虐待 [P1]

「児童虐待の防止等に関する法律」の定義では、保護者が監護する児童に対し「児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること（身体的虐待）」「児童にわいせつな行為をすること、またはさせること（性的虐待）」「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること（ネグレクト）」「児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（心理的虐待）」があります。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約） [P2]

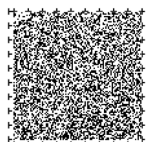
平成元年（1989年）に国連総会で採択されました。18歳未満を「児童（子ども）」と定義し、子どもの権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約です。わが国は、平成6年（1994年）に批准しました。

自閉症スペクトラム障害（ASD/Autism Spectrum Disorder） [P40]

多くの移転的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障害のことで、社会的なコミュニケーションや人とのやりとりが上手くできない、行動や興味、活動が偏るなどの特徴があります。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約） [P2]

すべての人間は、そもそも生まれながらにして自由かつ平等であることから、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきであるとした条約です。わが国は、昭和60年（1985年）に批准しました。



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）　〔P36〕

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため制定されました。平成28年（2016年）4月1日から、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられることとなりました。

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）　〔P2〕

障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害ある人の権利の実現のための措置等について定める条約です。わが国は、平成26年（2014年）に批准しました。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）　〔P5〕

全ての国民が、障害の有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に制定されたものです。障害を理由とした「不当な差別的取り扱い」が禁止されるとともに、障害のある人の日常生活や社会生活における障壁をなくすための必要かつ合理的な配慮をすることが求められています。

シルバー人材センター　〔P55〕

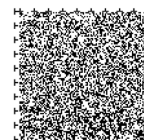
高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織のことです。センターは、原則として市（区）町村単位に置かれています。

人権擁護委員　〔P8〕

人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をするために、法務大臣の委嘱により市町村に置かれています。

スクールカウンセラー　〔P51〕

児童生徒の不登校やいじめ等の問題行動への対応のために学校等に派遣された、公認心理師、臨床心理士などの専門家のことです。児童生徒の心の相談等に応じるとともに、教師や保護者に対しても助言や支援を行います。



スクールソーシャルワーカー 【P51】

社会福祉の専門的な知識や技術を活かして、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境へ働きかけ、学校や家庭、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援をする専門家のことです。

ストーカー行為 【P36】

同一の者に対して、恋愛感情等その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復することをいいます。

成年後見制度 【P21】

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人を保護するため、家庭裁判所の手続きを通じて、代理権等を付与された成年後見人や保佐人等が財産管理等を行う制度です。

セーフティネット 【P69】

最低限の安全を保障してくれる社会的な制度や対策。

世界人権宣言 【P2】

昭和23年（1948年）12月、国連総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。

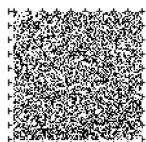
なお、採択された12月10日は、「世界人権デー」とされ、わが国では、12月10日までの1週間を「人権週間」と定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ） 【P21】

相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって不利益を与えたり、または、それを繰り返すことによって相手の生活環境を著しく悪化させることをいいます。

SOG I（ソジ） 【P63】

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった人の属性を表す略称。異性愛の人も含め、すべての人が持っている属性です。



【た行】

地域包括ケアシステム 【P52】

医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを一体的に日常生活圏域単位に提供し、高齢者や障害のある人などがどのような状態となっても、安心して住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるようにしていくための仕組みのことです。

注意欠如多動性障害(ADHD/Attention Deficit Hyperactivity Disorder) 【P40】

不注意（集中力のなさ）、多動性（落ち着きのなさ）、衝動性（順番待ちができないなど）の3つを主な特徴とする発達障害のことです。

超高齢社会 【P52】

全人口に占める65歳以上人口の割合が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」といわれています。（必ずしも絶対的な基準というわけではなく、「高齢社会」「超高齢社会」等、多様に表現されることについては、特に定義が定められているものではありません）

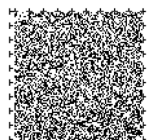
同和対策審議会答申 【P4】

内閣総理大臣の諮問機関として設置された同和対策審議会において、昭和40年（1965年）8月に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問に対し、提出された答申のことです。この答申により、同和問題の解決は「国の責務であり、国民的課題である」と位置づけられました。

同和対策事業特別措置法 【P4】

昭和40年（1965年）に提出された答申の理念に基づき、昭和44年（1969年）に制定された法律のことです。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標としています。

平成14年（2002年）に法律は失効しましたが、その後も一般施策として取り組まれていくことが確認されています。



DV（ドメスティック・バイオレンス） 【P21】

配偶者や恋人など親密な間柄にある、またはあった者から振るわれる身体的、精神的、性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えられることなども含まれた概念をいいます。被害者の多くは女性ですが、男性が被害者となるケースもあります。

デートDV 【P39】

配偶者関係にない若い世代を中心におこる交際相手から受ける支配と暴力のことをいいます。殴る、蹴るといった「身体的な暴力」だけでなく、言葉による「精神的な暴力」、交際相手以外の人と付き合いを制限するような「社会的な暴力」、性行為の強要や避妊への非協力などの「性的な暴力」なども含まれます。

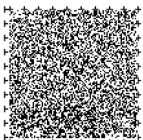
トラウマ（心的外傷） 【P60】

地震や戦争被害、災害、事故、性的被害など、その人の生命や存在に強い衝撃をもたらす出来事に遭遇したときに受ける心の傷をいいます。たとえば、自然災害(地震・火災・台風・洪水など)や社会的不安(戦争・紛争・テロ事件など)、生命などの危機に関わる体験(暴力・事故・犯罪・性的被害など)、喪失体験(家族・友人の死、大切な物の喪失など)の出来事により心に深い傷を受け、事件を想起させる不快な場所や人間関係を避けたり、外出ができなくなるなど、トラウマによる反応はさまざまです。一部にはPTSDと呼ばれる精神的後遺症が発症します。

【な行】

難病（特定疾患） 【P58】

平成27年（2015年）に施行した「難病の患者に対する医療等に関する法律」第1条では「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期に療養を必要とすることとなるもの」とされています。



ノーマライゼーション 【P40】

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしている社会を目指すという考え方です。

南海トラフ地震 【P30】

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震のこと。前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））の発生から70年以上が経過していることから、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきています。

【は行】

発達障害者支援法 【P40】

発達障害のある人の早期発見と支援を目的として平成16年（2004年）に施行された法律。

バリアフリー 【P41】

障害のある人が社会生活をしていく上で、物理的、心理的障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。物理的な面では建物や道路などの段差解消による障壁の除去という意味で使われることが多くありますが、障害のある人等の社会参加を困難にしている、社会的、制度的、心理的等全ての障壁に対しても用いられます。

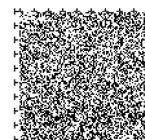
パワー・ハラスメント（パワハラ） 【P21】

職場の権限や地位を悪用し、業務の範囲を逸脱して、継続的に相手の人格と尊厳を侵害する言動を行い、働く環境を悪化させるなど、雇用不安を与えること。つまり「職場における立場や地位を悪用したいじめ」といえます。

ハンセン病 【P58】

ノルウェーの医師ハンセンが発見した細菌「らい菌」による感染症。末梢（まっしょう）神経や皮膚が侵されるが、感染力や発病力は極めて弱い。

以前は「らい病」と呼ばれ、菌発見までは遺伝病と考えられていましたが、1940年代以降は特効薬が発明され、治癒が可能となりました。



ひきこもり 【P66】

特定の病名や診断名ではなく、さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことを指します。（単一の疾患や障害の概念ではありません）

PTSD（心的外傷後ストレス障害） 【P60】

PTSD（Post Traumatic Stress Disorder）は、実際にまたは危うく死ぬ、深刻な怪我を負う、性的暴力など、精神的衝撃を受けるトラウマ（心的外傷）体験にさらされたことで生じるストレス症候群のことをさします。

不登校 【P51】

年度内に連続または、断続して30日以上欠席があり、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある（病気や経済的理由によるものは除く）ことをいいます。

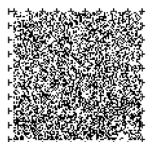
部落差別の解消の推進に関する法律 【P5】

同和問題は解決には向かっているものの、情報化の進展に伴って、インターネット上に同和地区と称して地名を書き込むなどの行為が発生しているなどの状況を踏まえ、平成28年（2016年）に成立、施行されました。

部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることで、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。

ボランティア 【P53】

自発的な意思に基づいて他人や社会に貢献することで、活動の性格として「自主性（主体性）」「社会性（連帯性）」「無償性（無給性）」等があげられます。



本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法） 【P 5】

平成28年（2016年）に施行されたもので、「不当な差別的言動」は許されないものであると宣言しており、ヘイトスピーチの解消が必要であることへの理解を深め、ヘイトスピーチのない社会の実現に協力するよう求めています。

【ま行】

水俣病 【P 22】

化学工場から海や河川に排出されたメチル水銀化合物を直接エラや消化管から吸収した、または食物連鎖を通じて体内に高濃度に蓄積した魚介類を食べたことにより、住民の間に発生した中毒性の神経疾患のことです。

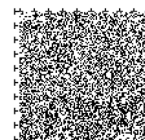
【わ行】

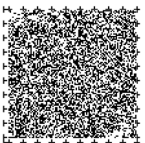
和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例 【P 7】

和歌山県において、部落差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的として、令和2年（2020年）3月に施行された条例です。何人も基本的人権の侵害である部落差別を行ってはならないという理念にのっとり、行政、県民、事業者、関係機関が相互に協力して部落差別の解消に取り組むことを基本理念としています。

ワーク・ライフ・バランス 【P 27】

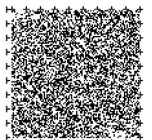
一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できることをいいます。





資料編

1 紀の川市人権尊重のまちづくり条例	86
2 紀の川市人権施策推進懇話会会則	88
3 紀の川市人権施策推進懇話会委員名簿	89
4 人権関係年表	90
5 世界人権宣言	97
6 日本国憲法（抄）	100
7 人権教育のための世界計画	102
8 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	103



紀の川市人権尊重のまちづくり条例

平成 18 年 12 月 22 日

条例第 74 号

(目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、市及び市民の役割を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される豊かなまちの実現を図ることを目的とする。

(市の役割等)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権尊重のまちづくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するものとする。

2 市は、人権施策の推進に当たっては、国、県及び関係機関と連携するものとする。

3 市は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する調査研究に努めるとともに、市が実施した人権施策について公表するものとする。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを自覚して、人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において人権尊重のまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

(人権施策基本方針)

第 4 条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重のまちづくりの基本理念
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
- (3) 人権に関する相談支援体制の整備に関すること。
- (4) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (5) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ次条に規定する紀の川市人権施策推進懇話会に諮問するものとする。

(紀の川市人権施策推進懇話会の設置等)

第 5 条 この条例の目的を達成するため紀の川市人権施策推進懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

2 懇話会は、人権施策基本方針に関する事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、人権尊重のまちづくりに関する基本的事項を審議する。

3 懇話会は、人権尊重のまちづくりに関する基本的事項に関し、市長に意見を述べるができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

紀の川市人権施策推進懇話会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、紀の川市人権尊重のまちづくり条例（平成18年紀の川市条例第74号）第6条の規定に基づき、紀の川市人権施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 懇話会の委員は、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議の内容に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画部人権施策推進課において処理する。

(委任)

第8条 この会則に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この会則は、令和2年2月12日から施行する。

紀の川市人権施策推進懇話会委員名簿

◎印：会長 ○印：副会長

令和元年度	
氏名	所属名
飯 田 敬 文	部落解放同盟那賀地方協議会
泉 中 條 子	紀の川市身体障害者連盟
◎小 倉 敏 男	紀の川市人権委員会
金 川 めぐみ	和歌山大学准教授
木 村 信 一	紀の川市立小・中学校校長会
木 村 義 人	紀の川市顧問弁護士
楠 富 晴	紀の川市社会教育委員
桑 原 義 登	和歌山信愛大学教授
出 立 正 則	紀の川市保護司会
中 坂 政 廣	紀の川市老人クラブ連合会
仲 谷 妙 子	紀の川市女性会議
面 櫻 順 子	紀の川市母子保健推進委員会
野 村 壮 吾	紀の川市立地企業連絡協議会
長 谷 範 雄	学識経験者
○藤 範 信 彦	学識経験者
令和2年度	
氏名	所属名
飯 田 敬 文	部落解放同盟那賀地方協議会
泉 中 條 子	紀の川市身体障害者連盟
◎小 倉 敏 男	紀の川市人権委員会
門 眞一郎	紀の川市老人クラブ連合会
金 川 めぐみ	和歌山大学准教授
木 村 義 人	紀の川市顧問弁護士
楠 富 晴	紀の川市社会教育委員
桑 原 義 登	和歌山信愛大学教授
佐々木 茂 夫	紀の川市立小・中学校校長会
出 立 正 則	紀の川市保護司会
名 出 匡 世	紀の川市母子保健推進委員会
野 村 壮 吾	紀の川市立地企業連絡協議会
○長 谷 範 雄	学識経験者（令和2年9月29日～ 副会長）
○藤 範 信 彦	学識経験者（～令和2年9月29日 副会長）
前 川 吉央子	紀の川市女性会議

（敬称略、50音順）

人権関係年表

年	国際状況	国内状況	県内状況	本市状況
昭和 21 年 (1946 年)	・国連人権委員会の設置 ・国際婦人の地位委員会設置	・「日本国憲法」公布 ・婦人参政権行使		
昭和 22 年 (1947 年)		・「日本国憲法」施行 ・「教育基本法」施行 ・「労働基準法」施行		
昭和 23 年 (1948 年)	・「世界人権宣言」採択	・「児童福祉法」施行		
昭和 25 年 (1950 年)		・「身体障害者福祉法」施行 ・「精神衛生法」施行 ・「生活保護法」施行		
昭和 26 年 (1951 年)	・「難民条約」採択	・「児童憲章」制定 ・「社会福祉事業法」施行		
昭和 32 年 (1957 年)		・「売春防止法」施行		
昭和 34 年 (1959 年)	・「児童の権利に関する宣言」採択			
昭和 35 年 (1960 年)		・「身体障害者雇用促進法」施行		
昭和 38 年 (1963 年)		・「老人福祉法」施行		
昭和 40 年 (1965 年)	・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」採択	・「同和対策審議会答申」提出		
昭和 41 年 (1966 年)	・「国際人権規約」採択			
昭和 42 年 (1967 年)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択			
昭和 43 年 (1968 年)	・国際人権年 ・第 1 回世界人権会議			
昭和 44 年 (1969 年)		・「同和対策事業特別措置法」施行		
昭和 45 年 (1970 年)	・国際教育年	・「心身障害者対策基本法」施行	・「和歌山県同和対策長期計画」策定	
昭和 46 年 (1971 年)	・人権差別と闘う国際年 ・「知的障害者の権利宣言」採択			
昭和 48 年 (1973 年)			・「和歌山県同和教育基本方針」策定	
昭和 50 年 (1975 年)	・国際婦人年 ・「障害者の権利宣言」採択			
昭和 51 年 (1976 年)	・「国連婦人の 10 年(1976～1985)宣言			
昭和 54 年 (1979 年)	・国際児童年 ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択	・「国際人権規約」批准	・「和歌山県青少年健全育成条例」施行	
昭和 55 年 (1980 年)	・「国連婦人の 10 年」中間年 ・世界会議(コペンハーゲン)国連婦人の 10 年後半期行動プログラム採択			
昭和 56 年 (1981 年)	・国際障害者年	・「難民条約」加入		
昭和 57 年 (1982 年)	・「国連障害者の 10 年(1983～1992)」宣言 ・「高齢化に関する国際行動計画」採択	・「障害者対策に関する長期計画」策定 ・「地域改善対策特別措置法」施行	・「障害者にかかる和歌山県長期行動計画」策定	

年	国際状況	国内状況	県内状況	本市状況
昭和 57 年 (1982 年)	・「障害者に関する世界行動計画」採択			
昭和 58 年 (1983 年)			・「和歌山県同和対策総合基本計画」策定	
昭和 60 年 (1985 年)	・国際青年年 ・「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准		
昭和 61 年 (1986 年)	・国際平和年	・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行 ・「長寿社会対策大綱」策定		
昭和 62 年 (1987 年)		・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 ・改正「障害者の雇用の促進等に関する法律(身体障害者雇用促進法)」施行	・「和歌山県同和対策総合推進計画」策定	
昭和 63 年 (1988 年)			・「わかやま女性プラン」策定	
平成 元年 (1989 年)	・「児童の権利に関する条約」採択	・「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」施行		
平成 2 年 (1990 年)	・国際識字年		・「和歌山県同和保育基本方針」策定	
平成 3 年 (1991 年)	・「高齢者のための国連原則」採択			
平成 4 年 (1992 年)	・「アジア太平洋障害者の 10 年(1993～2002)」行動課題採択			
平成 5 年 (1993 年)	・世界先住民年 ・世界人権会議開催(ウィーン) ・「障害者の機会均等に関する標準規則」採択 ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「障害者対策に関する新長期計画」策定 ・「障害者基本法(「心身障害者対策基本法」改正)」施行	・「和歌山県老人保健福祉計画」策定	
平成 6 年 (1994 年)	・「人権教育のための国連 10 年(1995～2004)」採択	・「男女共同参画推進本部」設置 ・「児童の権利に関する条約」批准 ・「高齢者・身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」施行	・「紀の国障害者プラン」策定	
平成 7 年 (1995 年)	・第 4 回世界女性会議(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置 ・「障害者プラン ノーマライゼーション七ヵ年戦略」策定 ・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」批准 ・「高齢社会対策基本法」施行		
平成 8 年 (1996 年)		・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ・「らい予防法の廃止に関する法律」施行	・「和歌山県福祉のまちづくり条例」制定	

年	国際状況	国内状況	県内状況	本市状況
平成 8 年 (1996 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」地域改善対策協議会意見具申 ・「高齢社会対策大綱」策定 		
平成 9 年 (1997 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「人権擁護施策推進法」施行 ・「人権擁護推進審議会」設置 ・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行 ・「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「喜の国エンゼルプラン」策定 ・「和歌山県環境基本条例」制定 	
平成 10 年 (1998 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・改正「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行 ・改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「和歌山県同和行政総合推進プラン」策定 ・「人権教育のための国連 10 年和歌山県行動計画」策定 	
平成 11 年 (1999 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際高齢者年 	<ul style="list-style-type: none"> ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」改正 ・「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行 ・「人権教育の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」人権擁護推進審議会答申 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「わかやま長寿プラン 2000」策定 	
平成 12 年 (2000 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連特別会議「女性 2000 年会議」(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「外国人登録法」改正 ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ・「社会福祉法(「社会福祉事業法」改正)」施行 ・「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「和歌山県男女共生社会づくりプラン」策定 	
平成 13 年 (2001 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連識字の 10 年(2003～2012)」宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権救済制度の在り方について」人権擁護推進審議会答申 ・「人権擁護委員制度の改革について」人権擁護推進審議会追加答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・「和歌山県情報公開条例」制定 ・「わかやま青少年プラン」策定 	

年	国際状況	国内状況	県内状況	本市状況
平成 13 年 (2001 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部施行 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「高齢社会対策大綱」策定 		
平成 14 年 (2002 年)	<ul style="list-style-type: none"> 「新アジア太平洋障害者の 10 年(2003～2012)」行動課題採択 「高齢化に関するマドリッド国際行動計画 2002」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「身体障害者補助犬法」施行 「プロバイダ責任制限法」施行 「障害者基本計画」の策定 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県男女共同参画推進条例」制定 「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」制定 「和歌山県個人情報保護条例」制定 	
平成 15 年 (2003 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「個人情報の保護に関する法律」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県男女共同参画基本計画」策定 「和歌山県国際化推進指針」策定 「わかやま長寿プラン 2003」策定 	
平成 16 年 (2004 年)	<ul style="list-style-type: none"> 第 49 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界関係級会合) 	<ul style="list-style-type: none"> 「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 「障害者基本法」改正 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県人権施策基本方針」策定 「紀の国障害者プラン 2004」策定 	
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> 「人権教育のための世界計画」開始 	<ul style="list-style-type: none"> 「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行 「第二次男女共同参画基本計画」策定 「犯罪被害者等基本計画」策定 「次世代育成支援対策推進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県人権教育基本方針」策定 「和歌山県地域福祉推進計画」策定 和歌山県次世代育成支援行動計画「紀州っ子元氣プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 5 町合併により「紀の川市」誕生 「紀の川市個人情報の保護に関する条例」制定 「紀の川市人権委員会」設置 「紀の川市人権問題処理委員会」設置 「紀の川市庁内人権推進検討委員会」設置
平成 18 年 (2006 年)	<ul style="list-style-type: none"> 「人権理事会」設立決議を採択 「障害者の権利に関する条約」採択 「強制失踪からすべての者の保護に関する国際条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 改正「高齢者等の雇用の安定に関する法律」施行 「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県安全・安心まちづくり条例」制定 「わかやま青少年プラン」策定 「和歌山県配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定 「わかやま長寿プラン 2006」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「紀の川市民憲章」制定 「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」制定 「紀の川市DV対策庁内連絡会議設置規定」制定 「紀の川市次世代育成支援行動計画」策定 「第 3 期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」策定 「紀の川市障害者基本計画」策定 「差別事件処理体制」策定

年	国際状況	国内状況	県内状況	本市状況
平成 18 年 (2006 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行(これに伴い「高齢者・身体障害者円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」及び「交通バリアフリー法」は廃止) ・「自殺対策基本法」施行 		
平成 19 年 (2007 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「和歌山県男女共同参画基本計画」改定 ・「和歌山県障害者福祉計画第 1 期」策定 ・和歌山県次世代育成支援行動計画「紀州っ子元気プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「紀の川市人権施策推進懇話会設置規則」制定 ・「紀の川市人権施策基本方針」策定
平成 20 年 (2008 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・改正「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・改正「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」施行 ・改正「刑事訴訟法」施行 ・改正「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行 ・「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」一部改正 ・改正「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ・「更生保護法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「和歌山県子どもを虐待から守る条例」施行 	
平成 21 年 (2009 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 ・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 ・「強制失踪からすべての者の保護に関する国際条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・「和歌山県子ども虐待防止基本計画」策定 ・「わかやま長寿プラン 2009」策定 ・「紀の国障害者プラン 2004」改定 ・「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」改定 ・「和歌山県における自殺対策の推進基本方針」策定 ・「和歌山県障害者福祉計画第 2 期」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「紀の川市地域福祉計画」策定 ・「第 4 期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」策定 ・「紀の川市男女共同参画推進プラン」策定
平成 22 年 (2010 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・若者育成支援推進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「和歌山県人権施策基本方針」改定 ・和歌山県次世代育成支援後期行動計画「新紀州っ子元気プラン」策定 ・「和歌山県地域福祉推進計画」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「紀の川市次世代育成支援行動計画(後期計画)」策定
平成 23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 16 回人権理事会「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更 ・改正「障害者基本法」施行 		

年	国際状況	国内状況	県内状況	本市状況
平成 24 年 (2012 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 改正「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「外国人登録法」廃止 「高齢社会対策大綱」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県男女共同参画基本計画(第3次)」策定 「わかやま長寿プラン2012」策定 「和歌山県子ども・若者計画」策定 「和歌山県障害者福祉計画第3期」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「第5期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」策定 「第3期紀の川市障害福祉計画」策定
平成 25 年 (2013 年)		<ul style="list-style-type: none"> 改正「高齢者雇用安定法」施行 「障害者総合支援法」施行 「いじめ防止対策推進法」施行 改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」一部改定 「障害者基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県における自殺・うつ病対策の推進基本方針」策定 	
平成 26 年 (2014 年)		<ul style="list-style-type: none"> 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 「障害者の権利に関する条約」批准 「過労死等防止対策推進法」施行 「子どもの貧困対策に関する大綱」策定 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県いじめ防止基本方針」策定 「紀の国障害者プラン2014」策定 「和歌山県子ども虐待防止基本計画」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「紀の川市男女共同参画推進プラン」改定
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連サミットにおいて「持続可能な開発目標(SDGs)」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども・子育て支援法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県人権施策基本方針」改定 「和歌山県地域福祉推進計画」改定 「わかやま長寿プラン2015」策定 「第4期和歌山県障害者福祉計画」策定 和歌山県子ども・子育て支援事業計画「紀州っ子健やかプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「第6期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」策定 「第4期紀の川市障害福祉計画」策定 「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」策定
平成 28 年 (2016 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 部落差別の解消の推進に関する法律」施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県環境基本計画(第4次)」策定 「障害を理由とする差別の解消を推進するための和歌山県職員対応要領」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「紀の川市人権施策基本方針」改定

年	国際状況	国内状況	県内状況	本市状況
平成 28 年 (2016 年)		<ul style="list-style-type: none"> 改正「自殺対策基本法」施行 		
平成 29 年 (2017 年)		<ul style="list-style-type: none"> 改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行 改正「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」施行 「自殺総合対策大綱」策定 「再犯防止推進計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県男女共同参画基本計画(第4次)」策定 「和歌山県子供・若者計画」策定 「和歌山県子供の貧困対策推進計画」策定 「和歌山県手話言語条例」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次紀の川市障害者基本計画」策定
平成 30 年 (2018 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布 改正「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山長寿プラン2018」策定 「紀の国障害者プラン2018」策定 「和歌山県障害福祉計画第5期」策定 「和歌山県自殺対策計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発推進課を人権施策推進課に組織改編 「紀の川市広げようこころの輪手話言語条例」施行 「第2次紀の川市男女共同参画推進プラン」策定 「第5期紀の川市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」策定 「第2次紀の川市地域福祉計画」策定
平成 31 年 令和元年 (2019 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 改正「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」施行 改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 改正「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 改正「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「子供の貧困対策に関する大綱」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県犯罪被害者等支援条例」施行 「和歌山県子供虐待防止基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「紀の川市地球温暖化防止実行計画(2019年度～2023年度)」策定
令和 2 年 (2020 年)			<ul style="list-style-type: none"> 「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」施行、改正 「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2期紀の川市子ども子育て支援事業計画」策定 「紀の川市環境基本計画」策定 「紀の川市いのち支える自殺対策計画」策定
令和 3 年 (2021 年)				<ul style="list-style-type: none"> 「紀の川市人権施策基本方針」の第二次改定

世界人権宣言

1948年(昭和23年)12月10日

第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で護ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日発行

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条 何人も、侵害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権のための世界計画

「人権教育のための世界計画」決議（仮訳）A/RES/59/113B

（2005年7月14日無投票採択）

※わが国は共同提案国

国連総会は、

「人権教育のための国連10年」（1995年－2004年）に関して、総会及び人権委員会によって採択された関連する決議を想起し、

人権教育は、すべての者が他者への尊厳に対する寛容及び尊重並びにすべての社会においてかかる尊重を確保する手段及び方法を学ぶための、長期かつ生涯的プロセスであることを確信し、すべての者が評価され及び尊重される社会を発展させるとの観点から、人権教育は、人権及び基本的自由の実現のために重要であり、また、平等の促進、紛争及び人権侵害の予防並びに参加及び民主主義的なプロセスの強化に著しく貢献するものであると信じ、2005年1月1日に開始した連続するフェーズからなる「人権教育のための世界計画」についての、2004年12月10日の総会宣言を歓迎し、

1. 初等中等学校教育に焦点を当てた、人権教育のための世界計画第1フェーズ（2005年－2007年）の行動計画改定案を採択する。
2. 人権教育のための世界計画のもとでイニシアチブを発展させ、とりわけ能力に従い行動計画改定案を実施することを、すべての国に奨励する。
3. 国連人権高等弁務官事務所に対し、ユネスコとの緊密な協力の下、行動計画改定案の国内的な実施を促進し、要請された場合には関係する技術的な支援を提供し、関係する国際的な努力を連携させることを要請する。
4. 関係する国連システムの諸機関若しくは団体又は組織及び国際的及び地域的な政府間及び非政府組織に対し、それぞれのマンデートの中で、行動計画改定案の国内実行を要請された場合には促進し、技術的に支援することを訴える。
5. すべての現行の国内的人権機関に対し、行動計画改定案と一致する人権教育プログラムの実施を支援するよう要求する。
6. 国連人権高等弁務官事務所及びユネスコに対し、国家及び、政府間及び非政府組織の中で、行動計画改定案を広く普及させることを要請する。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000年（平成12年）11月29日制定

2000年（平成12年）12月6日施行

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に係る基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

紀の川市民憲章

紀の川市は、紀の川の清流と豊かな自然に
はぐくまれたまちです。
私たちは、先人が築いてくれた歴史・文化を
尊び、新しい時代にあった暮らしと文化を創造
するとともに、活気に満ちた紀の川市の実現を
めざして、この憲章を定めます。

一、ふるさとを愛し、教養を高め

新しい文化をつくります

一、人権を尊重し、思いやり、たすけあい

笑顔とあいさつで和を広めます

一、働くことに喜びを感じ、生きがいと

希望に満ちた未来をひらきます

一、趣味やスポーツを楽しみ、健康で

明るい家庭をつくります

一、感謝と奉仕の気持ちを大切にします

平成十八年十一月一日 制定



紀の川市人権施策基本方針[第二次改定版] (令和3年3月)

発行:紀の川市
編集:紀の川市企画部人権施策推進課
〒649-6492
和歌山県紀の川市西大井 338 番地
TEL:0736-77-2511(代表)
FAX:0736-77-0917
E-mail:k050300-001@city.kinokawa.lg.jp
<http://www.city.kinokawa.lg.jp/>

紀の川市の市章は、「紀」の文字をシンボライズし、自然の豊かさに包まれた快適な都市をデザインしています。

市を象徴する「紀の川」の流れや澄んだ空をイメージしたブルーを基調に、中心から交流の輪が広がる様子を描いています。

